

HP『海軍砲術学校』公開史料

明治45年 (2572) (1912)
大正元年

2. 24 陸軍武官官等表中改正 (勅 8)

蹄鉄工長は騎、砲、輜重兵に区别しありしも補充上困難を生ずるのみならずこれを区別するの必要を認めざるを以てこれら兵科よりこれを除き新に獸医部下士の部を設く。

8. 27 陸軍歩兵学校條例 制定 (軍令陸 3)

陸軍戸山学校條例 (" 4)

混制度における戸山学校の任務は頗る多岐に涉り従つて由進月歩の趨勢にある軍事教育の実績を挙ぐる矣に付して支障歟しとせず、故にこの際これを分割して2校となし歩兵の射藝、戰術、通信に関する教育及び研究等の為新に歩兵学校を設く。

12. 13. 陸軍常備団隊配備表を改定 (軍 7) 第3師団に軍需隊を新設せらる。

大正2年 (2573) (1913)

2. 6 軍隊教育令 制定 (軍 1)

現今軍隊教育は軍隊教育頃次教令、陸軍各兵科下士教育教令その他数多の教令若しくは訓令に準據し之を実施し甚だ錯雜しありて動もすれば軽重本末を誤まるの虞ありニシニ軍隊の教育に関する事項は一括してその本旨ある所を明かにし且つ相互の連繫を便ならしむるため軍隊教育令を制定す。

(内容) 細則 1. 級則 2. 一般教育 3. 特業教育
4. 特別教育 5. 勤務演習教育 6. 檢定及講評

別表

陸軍表

(明治6年5月15日)

		將官			上長官又付佐官			士官、又尉官			下士			卒			
		大尉	中尉	少佐	大尉	中尉	少尉	曹長	曹司	軍曹	伍長	炮卒	砲卒	2等砲卒			
參謀科					大尉	中尉	少尉	曹長	曹司	軍曹	伍長	砲卒	砲卒	2等砲卒			
要塞參謀科						中尉	少尉	曹長	曹司	軍曹	伍長	砲卒	砲卒	2等砲卒			
憲兵科						大尉	中尉	少尉	曹長	曹司	伍長	砲卒	砲卒	2等砲卒			
歩兵科						大尉	中尉	少尉	曹長	曹司	伍長	步卒	步卒	2等步卒			
騎兵科						大尉	中尉	少尉	曹長	曹司	伍長	騎卒	騎卒	2等騎卒			
砲兵科						大尉	中尉	少尉	曹長	曹司	伍長	砲卒	砲卒	2等砲卒			
工兵科						大尉	中尉	少尉	曹長	曹司	伍長	工卒	工卒	2等工卒			
會計部	監督課				監督長	監督	1等副監督	2等副監督	監督補		1等書記						
	司契課					1等司契	2等司契	司契副	2等		2等書記	3等書記					
	糧食課					庫正	庫正	1等	庫副	1等	庫補	庫補	庫補	手			
	被服課					少	少	少	少	少	少	少	少	長			
	病院課										1等書記	2等書記	3等書記	助手			
	裁判部										等書記人	2等書記人	3等書記人	厨夫			
軍医部					軍医准正	軍医监	1等 軍医正	2等 軍医正	軍医	1等 2等	軍医副	1等 2等	軍医補				
軍医部						軍医准正	1等 軍医正	2等 軍医正	軍医	1等 2等	軍医副	1等 2等	軍医補				
軍医部																	

HP『海軍砲術学校』公開史料

大正2年

3. 15 軍人傷痍記章條例 制定(勅 20)

3. 27. 臨時陸軍建祭部條例 廃止(勅 21)

所期の業務完結を告げ、これを設置するの必要なきに至りたるにより廃止す。

4. 22 横太守備隊司令部條例 廃止(勅 31)

横太守備隊は5月11日限り廃止せらる。

5. 17. 工兵操典 改定(軍 4)

6. 13. 陸軍省官制中改正(勅 165)

官制付表中 大臣、次官に任せらるる者の現役将官立
規定を削除す中 内

軍馬補充部條例中改正(勅 166)

朝鮮及び満洲の支部を廃止す。

11. 4 陸軍軍人体暇規則 改定(軍 9)

旅費休暇を廃したる外、従来の実験に鑑み所要の改正をなす。

陸軍常備歩兵隊配備表 改定(軍 11)

交通兵旅团司令部所在地を東京に気球隊の征戍地名を所沢とする。

陸軍召集令(勅 299) 陸軍召集條例廃止

動員に関する規定その他諸條規の改正に伴い制定する召集を分ちて充負、臨時、国民兵、演習、教育及び補欠の6種とする。

11. 11 陸軍軍医団規則中改正(達 50) 陸軍衛生部將校相当官教育規則廃止

教育は軍医団の主目的の一なり。団は一面教育團にして団長は本部専向の事項に付各一進歩の責に任じ分団長は分団の師欠として教育の責に任すべきものなるをもつて軍医団の外に教育團を存立せしむるの要なし。

HP『海軍砲術学校』公開史料

故に教育團の組織及びその教育実施に付規定せる陸軍征
生部將校同相當官教育規則の大部は軍医團規則の制定と
同時に不要に屬したるも教育実施に關し軍医團規則不備
なりしため廢止するを得ざりしものとす 今回その不備
を補足すると同時に教育規則を廢止す。

11. 29 陸軍服制中改正（勅 306）

將官同相當官の紺絨制服（白色の制服を含む）を廢止す
大正3年（2574）（1914）

2. 23 軍隊教育令 改正（軍 3）

10 Kは従来野戦重砲として重砲兵隊において教育せられた
れありしも戦時編制改正により攻城重砲（野重は12H
15Hのみとす）となりしもってこれに伴う若干の改
正を行ふ。

4. 10 陸軍現役將校團教育令 制定（軍 4）

將校團教育のため平由すべき諸条規は従来將校團教育令
將校團教育実施教令及び將校教育訓令に分立しariて彼
此相対照するにあらざれば全般を窺う能ゆず 故に此等
を一括して錯雜しての煩を避け又従来將校團教育に屬せ
し實兵指揮の演練並教育技能の増進に関する事項は軍隊
教育令に收録せられたるを以て將校團教育の範囲を覆更
す。

4. 15 陸軍將校分限令 改正（勅 67）

陸軍將校分限令は明治21年制定せられたるものにして
その後數回の改正加除を経たるものなるも今や普通刑法、
陸海軍刑法の改正及び世運の進歩に伴い改を要する其
點からきるをもって今回全部の改正を行う。

陸軍準士官の身分取扱に関する件 制定（勅 68）

1. 將校分限令を準用す 2. 身分取扱は全て所管長官
において行うこととす（明27.勅102 同件は廢止す）

（139）

HP『海軍砲術学校』公開史料

6. 5 軍中要務令 制定(軍 6)

編制及び制度の改正、軍用技術の進歩その他過去数年間ににおける諸種の経験等により現行野外要務令を改正するの必要を生じたり、而して現行野外要務令は第1部(陣地勤務)及び第2部(秋季演習)よりなるもこの両者は全くその性質を異にするを以てこれを各別冊となすを適當と認め第1部に所要の修正を加えこれをその内容に相応する如く陣中要務令と改稱す、改正の要真左の如し。

1. 兵站に於する一般事項を掲ぐ。又、M9.FM品等に関する規定を附録箇所に挿入す。
3. 戰斗報告 → 戰斗要報、略図 → 要図、報告紙 → 通信紙、前兵支部 → 尖兵中隊、假 → 隊綱帶所等に改む。

6. 22. 財務会計規則 制定(勅 125)

総理大臣の監督に依り陸海軍備の施設に付し重複なる事項を審議す。

6. 29 陸軍武官官等表中改正(勅 139)(第25勅11中 改正)

他の各部との均衡上醫部にも准士官(陸軍上等脚踏鉄工長)を設く。

8. 23 航空勤務用被服の制式を定む(達 26)

9. 25 兵官内に疊を使用せざる件(陸達2718)

兵官内下士官兵卒の娛樂又は休憩をなす場所に疊又は座を用ひることは起居の良習慣を破壊し軍規上不良の影響を及ぼすの恐あるにつき之を撤廃せしめ尙将校宿舎の目的をもつて將校集会所の付属建物等に使用の向も下官兵卒に活模範を示すの見地より陸軍大臣の許可を得たるものと除くの外、これを廢止せしむ。

10. 27 帝國在御軍人会規約中 改正

創立の当初陸海軍合同設立の計画を以て歩を進めたるも、

HP『海軍砲術学校』公開史料

当海軍側と協議まとまりざるして以て陸軍においては明治43年11月取敢えず之を設立せしも元未当初計画の如く陸海軍分离すべき性質のものにありず以て更に今回海軍側と協議の結果によいよ合同のことに意見まとまりしに付之に基き所要の改正をなす

11.20 临时陸軍検疫所官制制定(勅 257)

大正4年(2575)(1915)

1.30 交通兵团司令官条例 制定(軍1)

交通兵旅団の名稱を交通兵团と改められたるにより同團條例は旅団司令部条例より之を除き新たに交通兵团司令部条例を設け尚交通兵には兵監の設けなきを以て同團長に交通兵本科專向の教育進歩を計り且交通兵に関する事項を調査研究審議し並に立案せしむ

8.21 陸軍武官官等表中改正(勅 155)(明35勅11中改正)

磨工は一般の看護勤務と異なり全く特種の勤務に服しその教育も異なるを以て之を從属の如く磨工勤務看護長となし置くは適當ならざるにより新に磨工長の階級を設く。

陸軍兵卒等級表中 改正(軍 8)

前項と同趣旨により新に磨工卒の等級を設く。

9.17 秋季演習令 制定(軍 11)

野外奉務令第2部を改め別冊とする

12.23 陸軍常備团隊配備表 改定(軍 17)

1. 気球隊を廃し航空大隊を新設す。2. 第191師団及び第20
師団増設せらる。

大正5年(2576)(1916)

3.31 陸軍経理部条例中改正(勅 58)

陸軍東京経理部条例 制定(勅 59)

陸軍会計監督部条例 滅止

1. 第1師団経理部の過重なる負擔を軽減するため同師
(139)

H P『海軍砲術学校』公開史料

管内の師団長に隸属せざるもの及び陸軍經理部管轄以外の陸軍部隊の会計事務の監督を又從參近衛及び第1師団にて擔せる陸軍附屬の土地建造物の経営事務を擔当せしむるため東京經理部を設け且、之をして從參の会計監査の業務をも継承せしむることとせり。

2. 新設第19及び第20師団はその新管設定せられざるにより近衛、第1、第19及び第20師団經理部にありては一般陸軍經理部と異なり當該師団長に隸属する部隊に限り、その会計事務の監督及び陸軍附屬の土地建造物の經營(但し第1師官内のものを除く)を掌ることとなる。

3. 31 (小倉、名古屋兵器製造所を新設、門司兵器製造所を廢止に伴う砲兵工廠服務規定改正)

4. 4 陸軍主計団規則中 改正(達15)

陸軍東京主計分団を設置し東京經理部所管部隊の經理部將校相当官を置せしむ、

8. 12 陸軍武官進級令改正(勅199)

國軍擴大の結果その基幹たる將校同相當官の人事行政を益々円滑化ししめ、且その実績の向上を計るため軍の本領たる隊行勤務に重きを置き又特に將參、人軍の運用を顧慮し中將より大將に進むため経歴停年を定め尙予後備役武官進級令を本令に合一して之を整理しその他陸軍將校分限令等の改正に伴ひ本令を改正す。

大正6年(2577)(1917)

3. 3 陸軍武官進級取扱規則 改正(大改正)(陸達8)

大正5年勅199 陸軍武官進級令 改正に伴ひ大改正を行ふ

7. 19 軍事救護法 制定(法1)

傷病兵その家族若は還族又は下士兵卒の家族若は還族は本法により之を救護する。

(140)

HP『海軍砲術学校』公開史料

救護の種類は生業扶助、医療、現品給与及現金給与とする。

8. 1 陸軍武官官等表中改正（勅 95）（明 35 勅 11 改正）

國軍兵力の増大と共に戦時下級将校の要員に多類の下士出身者を充用せざる可からざるに至りたるを以て下士出身者として平時より戦時の勤務を演練せしむる必要あると尚下士として士官に進級し得るの途を開き以てその素質を良好ならしむるの必要あるとにより各兵科に准尉の制度を設く而して特に准尉の名稱を設けたるは進級給与その他の關係上少尉と區別するの必要あるによる。

陸軍補充令 改正（勅 97）

1. 准尉制度制定に伴りこれが補充方に付新に規定す
(准尉候補者・士校に入校)

2. 磨工長は往生材料廠において教育を受けたる者を以て補充するを適當と認め所要の改正をなす

陸軍軍人服役令中改正（勅 98）

准尉制度制定に伴り将校の現役定限年令中 准尉 42 才を加え尚特務曹長の 40 才を 38 才に改む

9. 13 陸軍騎兵学校条例（陸軍騎兵実施学校条例改定）（勅 5）

若干の編制改正を行う（5 年末東京より習志野に移転す）

10. 16 陸軍服制中改正（勅 192）

皇族付武官は従參副官と同様章を用ひ赤いも銀色飾縁を用ひる如く改む

陸軍軍人服役令中 改正（勅 194）

山砲兵隊付砲兵科兵卒と歩兵と同様 2 月在營の制度を実施することに改む

10. 29 軍事救護法施行令（勅 205）

12. 21 准尉の取扱方（陸普 4317）

軍隊内務上准尉の取扱に因し何外の制定あるまで次の如く取扱フニととす

1. 准尉の勤務は中隊付中少尉に同じく、その中隊における
居室は将校室とする。

2. 好けなき場合において之を将校用具と共に集合せしめる
ことを得。

3. 将校集会所を使用せしむることを得。

12.28 陸軍准尉の位次に関する件 制定(軍10)

准尉は士官学校出身者に比すれば、その学識技術において
逕庭あるを以て軍隊の指揮並陸軍部内における礼式及び
儀式に際しては、夫に陸軍少尉の下位に置くことに定む。

大正7年(2578)(1918)

2.28 軍隊内務書 改正(軍2)

根本主義に変更なし。准尉制度の制定に伴う所要の改正
を行う。

3.23 軍用自動車補助法(法15) (保護自動車)

3.26 陸軍武官官等表中改正(勅2ク) (明35 勅11中改正)
人馬、衛生業務の増加と進歩に伴い新に陸軍疾割監及
陸軍獸監(少將相当官)を設く。

3.30 徴兵令中 改正(法24)

兵役義務の均等を図るの根本主義に基き並に6週間現役
兵制度の本旨と従来の経験等に鑑み所要の改正を行う。

1. 徵集継予を全廃し1年志願兵制度を改正す。

2. 6週間現役兵制に改む。

3. 海軍兵は沿岸地方に限らず陸軍同様全国各地より徵
集する事に改む。

4. 徵兵令に規定する志願兵の外志願により兵籍に編入
せらるる者(将校、候補生等)の服役才を規定す。

4.16 軍需工業勤員法(法38)

HP『海軍砲術学校』公開史料

5.29. 师団司令部系例 改定(軍3)

関東都督府陸軍部系例 改定(軍5)

台湾総督府陸軍部系例 改定(軍13)

陸軍兵器廠系例中改正(勅175)

陸軍兵器部令 制定(勅176)

師団司令部等に兵器部を新設すると
共に従業主として
各師団の兵器業務
を援助せる師団司令部所在地の兵器
支廠を廃す。

- (1) 师団長管理兵器は漸次増加し且兵器の改良進歩と共に
その機能巧妙なるもの多さを加え、これが使用保存等に
付周密なる注意を要するに至り、然るにこれら業務
に關し師団長の有する唯一の機関は兵器支廠なるも
その隸屬關係なりざるを以て遺憾の呉、啟からず、
依て師団司令部内に兵器課を設け、これら業務を司掌せ
しむ
- 2 現時兵器支廠保管兵器の大部は師団長の管理に属する
ものにして支廠長が常時兵器本廠長の区處を以て処理
する所のものは多くは本廠長管理のものにあらずして
師団長の管理に属するものあり故に管理並保管はむろ
これを兵器部長の任とし師団司令部所在地兵器支廠を
廃し、その他の支廠は作戦及び補給の關係上、最小限
度に止め、東京、名古屋、大阪、広島、小倉、龍山に存置
することとす。
- 3 関東都督府、台湾総督府兩陸軍部においても師団司令
部に準じ兵器部を置くこととす。

5.29 朝鮮軍司令部系例(朝鮮駐劄軍司令部系例 改訂)(軍4)
諸学校の整備充実に伴う條例 改正

騎兵学校(軍6) 野戦砲兵射撃学校(軍7) 軍砲兵
射撃学校(軍8) 士官学校(軍9) 地方幼年学校(軍10)
(148)

H.P『海軍砲術学校』公開史料

沖縄管領隊区司令部条例 撤止(軍15)

司掌事務 聯隊区司令部と同一なるを以て聯隊区と改稱し聯隊区司令部條例を適用することとする。

5.20 干生製糸所官制中改正(勅174)

毛織物たる防寒用被服の採用等軍用に供すべき被服種類の増加に伴り單に織布のみならず絨類及毛糸を製造する二事に改む。

5.31 軍需局官制 制定(勅178) - (軍需工業動員法施行に関する事項を統轄する 軍需次官 海軍次官)

6.5 補軍省官制中改正(勅196)

歐洲戰役の実験に鑑み軍需工業動員の必要を認め従つて之を調査及実施を司掌せしむるため兵器局に工政課を新設、尙兵器局の重要性増加に伴ひ局長「少將」を「中將」に改む。

8.28 元帥佩刀制式 制定(勅331)

9.21 微兵令による一年走馬兵に関する学校の認可及その入宮延期に関する件制定(勅357)

1. 学校の認定は陸軍大臣及文部大臣之をなすことに定む。

2. 1年走馬兵の入宮延期 真向学校(3年制以上)

—満25才まで同(5年以上)=満26才まで大学。

—満27才まで

9.17 勳章記章の略綬の制式及佩用方(内閣告示4)

従来の略章、略綬の制式は軍人制服に装用する能わず且

武装上の必要に基き新たに略綬制式を定む。

12.16 補軍常備團隊配備表改正(軍23)

大7. 軍令補乙6. 軍備充実要領に基き所要の改正をする。

① 山砲兵大隊を聯隊に改め自動車隊1隊を第1師團に加え。

HP『海軍砲術学校』公開史料

2. 「重砲兵」の欄を

野戦重砲兵		
旅団	聯隊	大隊

3. 近衛師団の部交通兵の欄を

東京	第1				千葉
	第2				習志野
鉄道材料廠					
電信					
航空第1					

4. 第3師団に航空第2大隊を加え。

大正8年(2579)(1918)

- 4.10 交通兵団司令部條例 廃止(軍6) 要旨
交通兵諸隊整備の結果、
交通兵団は發展的に解消
- 教育總監部條例 改正(軍4) (同司令部條例廃止)し
- 陸軍航空部令 制定(勅111) ① 航空兵隊は之を分離
- 師団司令部條例 改正(9軍5) して所要の棟内を設け、
- 陸軍省官制中改正(勅105) ② 陸軍省軍務局に航空
- 陸軍航空學校條例 制定(軍8) 棟を

③ 新に陸軍航空部及び
陸軍航空學校を設置
其の業務を統一し

④ 鉄道電信の諸隊の本
科專向教育は之を教
育總監部に移し工兵
監の司掌せり。

尚右の改正に伴ひ師長
の教育の責任より一應除
外せられある特科專向教
育に交通兵及自動車隊を
追加す。

(145)

HP『海軍砲術学校』公開史料

1. 教育総監部 - 工兵監の管掌事項中鉄道通信部隊を加
う

現代戦斗の傾向著しく野山砲兵、野戦重砲兵及徒步砲兵を接近せしむるに至りしためその教育を一元化するため野戦砲兵監と重砲兵監を合し砲兵監とする。

2. 陸軍航空部

本部及補給部より成り航空に関する事項の調査、研究及び立案、航空兵諸隊本科専門教育の整一進歩並航空に関する器材の製造、修理、購入、貯蔵、補給及検査を掌る本部長は大臣に籍す。

4.10 陸軍工兵学校條例 制定(軍7)

時勢の進展に伴い工兵隊教育の進歩を計る爲新設せらる。

4.11 国東軍司令部條例 制定(軍12)

陸軍技術本部令 制定(勅106)

河東都督府陸軍部條例
歐州大戦の実験並帝國、

陸軍技術會議令 制定(勅107)

陸軍技術の実況に鑑み
陸軍技術を益々充進

陸軍砲兵工廠條例中改正(勅108)

せしめん本たために在

陸軍省兵器廠條例中改正(勅109)

の技術審査部を改編

陸軍化學研究所令制定(勅110)

して技術本部を新設

且兵器監査部を兵

器院より之に移し從

兵器監査部の任たり

兵器材料の設計に因

する業務を砲兵工廠

に移し又同部内にありし技術會議を独立

せしむ、右の外工藝の基盤たるべき科学の

研究、調査を行うため

在秉の火薬研究所を骨

子として科学研究所を設置す。

(4.6)

HP『海軍砲術学校』公開史料

5. 20. 師団司令部付少将の階級（吉 19. 8. 3.）

主として微兵、岡田良好、斎藤源吾及び庄川健人の並びに
上岡する業務に就き師団長を補佐するため第1及第2師団
に司令部付少将を配属（大 9. 8. 12. 音 33 号 9. にて
増加せりる。）

8. 6. 艦軍技術学校令 制定（勅 368）

技術將校とは中將以下の艦軍將校にして編制の定むる所に
より服務し艦軍技術を掌るものと謂ひ技術本部長之と官館
す。大臣は砲工学校員外学生として所定の学科を修了した
る者又は技術工の學識才能卓然する將校中より艦軍技術學
校を送抜す。

8. 19. 台湾軍司令部条例 制定（宣 21.）—台湾總督府軍事部条例
廃止

・台湾軍司令部新設

8. 20. 軍兵備規定 制定（省 26.）

前既に軍兵隊に軍兵備を置くこと、なる。軍兵備は輔導人に
してその監視次の如し

正營軍兵備（軍兵團長に掌す） 上等／四等軍兵備（2等至
5等）

8. 6. 艦軍軍令中改正（勅 369）

前に布団大三手に於て異同の技術を修得したものと以て
技術將校たるべき將校を補充するの制度を設く。

3. 30. 艦軍供給廠業員の共済組合に兩丁条件別定（勅 80.）

7. 7. (謀役歸長及艦軍婦制段と始めて採用す (省 21.))

9. 6. 艦軍東京經理部令中改正（勅 4-18.）

・艦軍經理部茶局中改正（勅 4-19.）

第1師管内にある艦軍所屬の土地建物の經營（國防に因
するもの、砲兵工廠及子供製紙所に因するものと除く）に
關しては統て艦軍東京經理部の所掌なりしも近衛及第1師団
(147)

H.P『海軍砲術学校』公開史料

べに構成する部隊に属するものに当該師団陸軍部として之を掌りしめ東京経理部は所轄團經理部所轄以外の經營のみを掌りしむるを適當と認めたるにより所轄の改正を行う。

11. 4. 暫時航空委員会官制 制定(勅458)

世界航空界の大勢は漸次國際化せられあるにも拘らず本邦に於ては示したるに對する何等の設立を以て航空諸般の事業の調查、審議並法令の立案となすを刻下の鳥居の是なりと認め陸軍大臣官理の下に空委員会を設置す。(軍事航空以外の事業に因するもののみに限定せられあるが如し。)

11. 26 一年走馬兵係例 制定(勅475) - (陸軍一年走馬兵係例 廃止)

4月入官の制を設くる等 所轄の改正となす。
一年規役兵係例 制定(勅476) - 陸軍1年規役兵係
例廃止

12. 21 陸軍命乘遣報專領(音4050) - 一般に公表区避くるもの を通報するため規定す。

大正9年(2570)(1920)

3. 16 陸軍宗籍団配編表 改定(軍2)

1. 新設團隊、氣球隊、東京海陸砲兵隊、山陽陸砲兵隊、独立電信大隊、下関陸砲兵大隊、航空第4大隊

2. 飛行團隊 交通兵团司令部 管子陸砲兵大隊

3. 衛戍地表更団体 17A(田行台→下志津) 14A(原京→國)
航空第1大隊(所→岐)

出 15AB(標→3) 2SA(同上) 3SA(深白良→3)

4A(大→信) 5A(下河) 小名 出 371B

(屋前→咸興) 出 381B(会寧→屋前)

4. 10 陸軍兵等級表中改正(軍3) 2等看護卒の欄に[補助看護平] を加フ。

HP『海軍砲術学校』公開史料

7.29 航空局官制 制定(勅224) 暫時航空委員会官制(大8勅458)

廃止

- 世界の大勢に鑑み国防及交通政策上航空事業の発達を促進し且その取締の方法を講ずるは帝国刻下の急務なるを以て航空局を設置しその必要に応ずることとす。
- 航空局は陸軍大臣の管理に属し軍事航空を除くの外航空事業の指導奖励保護及監督、航空の取締並航空に伴う施設に関する事業を掌る。

8.7 東京衛戍統督部條例 廃止(勅232)

軍籍整理の結果廃止せらる。

陸軍士官学校令 制定(勅236) 旧條例廃止(軍9)

前に予科を設け陸軍幼年学校卒業者及一般学制の改正に順応し中学4年修業者を以て生徒使之に士官候補生となすに必要なる2年の教育を施し本科の修業期間を1年10ヶ月とし士官となすに必要な教育をなし別に特務曹長より選抜せる少尉候補者を学生使之に1年間士官となる必要な教育を実施する如く改正す

陸軍幼年学校令 制定(勅237) 中央、地方兩幼年学校條例 廃止(軍9)

陸軍士官学校予科新設の結果、中央幼年学校を廃止せる烏一般に地方幼年学校を幼年学校と改稱し従来の中正幼年学校予科を中正幼年学校に改め且同時に教育制度の一部幼年学校は東京・仙台、名古屋、大阪、廣島、熊本の6校と訂正改善す

陸軍工科学校令 制定(勅238) 砲兵工科学校條例廃止(軍9)(昭和11、勅231参考)

工長及中級技術官制度改正の為陸軍砲兵工科学校を改稱し工長たるべき生徒に2年間、工長より選拔せる学生に、1年間、少尉候補者たる上等工長に1年間の教育を実施す

(149)

HP『海軍砲術学校』公開史料

る如く改正す。

8.7 陸軍經理学校令(條例改正) (勅239)

經理部士官補充制度改正のため陸軍經理学校において經理部に転科すべき士官、准士官、下士官より選抜せる3等主計候補者をも教育する如く改正す。

高等科学生は現役1.2等主計中検定試験に合格したるもの及經理部士官候補者(各兵科士官)を以て充てその修業期間は2等とし陸軍經理に関する高等の学術を修得せしむ。

普通科学生は各兵器及經理部准士官、下士官中より選抜せられたる3等主計候補者を以て充てその修業期間は1年6ヶ月とす。

憲兵練習所令(條例改正) (勅240)

対馬警備隊司令部條例

陸軍士官学校准尉候補者教育條例 } 廃止(軍8)(対島警備隊廃止)

陸軍武官官等表中改正(勅241)-(明35 勅11)

1. 各兵科准尉を削る。

2. 各兵科下士の頭に「砲兵火工長」「工兵工棟長」及「工兵電工長」を加む「砲兵木工長」を廃し「工兵不工長」を加う。

3. 各部准士官の頭に「陸軍上等經靴長」及「陸軍上等磨工長」を新に加う。

8.7 陸軍補充令中改正(勅244)

1. 准尉を廃し各兵科特務曹長より少尉候補者を選抜し士官学校において(憲兵は憲兵練習所)約1年教育の上少尉に任命せしむることとす。砲工兵上等工長も右に準じ工科学校にて教育し砲工兵少尉に任す。

2. 主計候補生を廢し經理部士官の補充を次の2とす

1. 各兵科(憲兵科を除く)の現役大中尉にして經理学校に於て所要の学術を習得したる者よりの転科(經理部士官候補者)

HP『海軍砲術学校』公開史料

口 各兵科(憲兵科を除く)准士官、曹長及経理部准士官下士(1等計手及経算工長)より3等主計候補者を送扱し
経理学校において約1年半教育したる者よりの補充

10.17陸軍航空制度研究委員設置

大正10年(2581)(1921)

3.10 軍隊内務書改定(第2)

現行内務書は制定以来既に十有三度を経過しこの同時勢の推移
、移着しく軍隊の実況も亦幾多内務の刷新を要すべきものある
に至れり、特に現行軍隊内務書へとの制定当時における不統
一なる各隊内務の矯正の必要上詳細綿密なる規定教示をなし
以て全軍を画一し今日に至りたる如き、軍隊教育進歩し国民
教育発達せる今日においては當に規定教示の詳密ならんより
は寧ろ各人の自覚により積極的に手を効せしむるの習慣を養
成するを以て戦争の要求に合致せしむるものと認め全軍統
一を害せざる範囲において規定を簡略にし又下士以下の行動
を律するには至厳の軍紀、軍人精神を涵養すると同時に適度
に心身舒安の余裕あらしむるの途を講じ寛嚴との宜しきを得
しむるの必要あり而してこれらの方を充たさんには到底
内務書一部の改正を以て之を医し難きを以て今即全部の改正
を実施す。

3.30 陸軍武官官等表中 改正(勅55)

軍樂部に大尉相当官1等樂長を置く。

7.9 航空研究所官制 制定(勅310)- (東京帝國大学内に置く)

9.5 陸軍常備團政配備表中改正(軍9)

軍備充実のため部隊の改廃並新設、航空大隊編成の進歩に伴
い改正す。

1. 航空第3大隊を八日市に、全第6大隊を平壤に各々衛戍
地を定む。

2. 重砲兵隊 東京湾重砲兵重隊 機須賀重砲兵重隊

(151)

HP『海軍砲術学校』公開史料

下関重砲兵大隊 同連隊 対馬重砲兵大隊 轉知同鎮海湾重
砲兵大隊 馬山同

3. 器備隊を削る

11.16 陸軍倉庫條例中改正(勅440)

旅順より大連に移す。蓋し大連は交通要衝の地なるによる。

大正11年(2782)(1922)

3.28 陸軍武官官等表中改正(勅56)

新に看護官を設置す(補充令改正は3.31勅181とす)

陸軍軍医学校令(條例改正)(勅57)

看護候補生を教育し、校長は陸軍大臣(従參医務局長)に兼任することに改む。

3.30 陸軍法務部令 制定(勅83)

陸軍法務部とは師団、朝鮮、台灣、閩東各軍法務部を云々部長は各々師団長軍司令官に兼任し、その長官の権限に属する軍事司法に関する事項を掌る。

4.1 (大阪陸軍幼年学校廃止)

8.9 部隊の名稱改正(勅370)

陸軍野戦砲兵射撃学校 → 陸軍野戦砲兵学校

陸軍重砲兵射撃学校 → 陸軍重砲兵學校

航空隊(航空大隊) → 飛行隊(飛行大隊)

陸軍常備団隊配備表 改正(軍5)

1. 新設 騎砲兵大隊(国行台) H~~卒~~ 3SAB(全丘)

H~~卒~~ 4SAB(東京) 7SA(国行台) 8SA(東京)

2. 廃止 H~~卒~~ 1AB 2AB 3AB 13A 14A 15A

16A 17A 18A 2BA

3. 称号変更 9A → 9BA 11A → 11BA 18A → 1BAS

3BA → 3BAS 航空第1 — 6大隊 → 飛行

第1 — 6大隊 電信連隊 → 第1連隊

電信独立大隊 → 電信第2連隊 2砲兵学校

(152)

HP『海軍砲術学校』公開史料

(前項の通り)

9. 6. 陸軍野戦砲兵学校令（陸軍野戦砲兵射撃学校條例改正）（軍7）
野戦重砲に関する事項を担任す 教導隊を教導連隊とし別に
高射砲練習隊を置く

陸軍重砲兵学校令（陸軍重砲兵射撃学校條例 改正）（軍8）

10/11 陸軍兵卒等級表中改正（軍11）

経理部兵卒たる縫靴工兵を廢す

12.20 兵役調査委員一設置

此時内外の情勢と國家の前途に鑑ミレハ現行徵兵令は改正を
要する貞妙かうす方今之が氣運にあることは敢て多言を要せ
ざる所本委員を設置したる所以亦茲に存す

委員長：軍務局長、幹事長 歩兵課長

大正12年(2583) (1923)

3. 24. 軍隊内務書 改正（軍1）

今面1部の改正は主として大正11年8月以降における陸軍平
時編成の改正に伴ひ軍隊における将校以下の定員改正、その
他独立部隊内における中隊数の増減等あるため所要の改訂を
なしたものなり

1. (第35)において隊付主計の配属区分を変更し3等主計
正を配属せらるる部隊あるを以て字句を改めし出納官吏
となりの字句を削除したるは出納官吏の職務は固より
重大なりと雖 高級主計以外の者を以て任命するを要す
る場合あるべきを以てなり

2. (第47)(第48)に於て大隊付主計及び單医の配属区分
を変更したるを以て字句を改む

陸軍監獄官制中改正（勅47）

陸軍監獄の種類（省8）

衛戍刑務所 - 懲役監 禁錮監 拘留場及拘置監

衛戍拘禁所 - 拘留場及拘置監

(150)

HP『海軍砲術学校』公開史料

各陸軍監獄の種類は陸軍大臣定むることに改められたるを
以て規定す

- 3.29. 陸軍運輸部令(條例改正)(勅81.) 本部及支部の区分を廃す
陸軍兵器廠令(條例改正)(勅82.) 千葉に支廠新設 龍山支
廠を廃止す

陸軍造兵廠令 制定(勅83.)

兵器製造機関を統合強化するため造兵廠を設置し、從来の東京
大阪兩砲工廠の運轉資本を合一し業務を統一す 陸軍造兵
廠(長官)に総務部、作業部、技術部、会計部、工廠(東京
王子、名古屋、大阪)及直轄製造所(小倉、平壤)を置く

- 3.31. 陸軍省官制中改正(勅113.) - 尾兵院を内務省、航空局を
遞信省、馬政局を農商務省に移管す。

- 3.29. 陸軍補充令中改正(勅89.)

1. 三等主計候補者の並抜範囲拡張す。
2. 工等蹄鉄工長を獸医学校に入校せしめ其卒業者を3等獸
医に任ずるの制度を設ぐ
3. 経靴工長は各兵科兵卒中の志願者にして概ね2年在營し
被取本廠において経靴工長に必要な学術を習得したる
者を以て補充するを原則とする如く改む。

- 4.13. 恩給法 制定(法48)

從来の官吏恩給法、官吏置族扶助料、軍人恩給法等を統一し
恩給法とす。

- 5.23. 聯隊区司令部令 制定(勅267) 同條例廃止(軍5)

旅團における旅團長の監督を廃止す

- 9.3. 関東戒嚴司令部條例 制定(勅400)

- 10.10. 各兵科の君をして豎兵の勤務を補助せしむる件制定(勅441)
明38. 勅208を以て乗馬兵科の君をして行うことを規定
せられあるも各兵科の君を以てするを適當とするにより改正

HP『海軍砲術学校』公開史料

陸軍大学校令(條例改正)(軍7)

1. 専攻学生の制を新設す - 専攻学生は高等用兵に関する学術の深厚なる研究をなさしむるものにして之が研究に適當なる中佐を以て之に充つ。人員10名。修学期間概ね1年とす。

2. 学生の人員は各学年60名に改む

11.15. 東京警備司令部令 制定(勅480)関東戒嚴司令部條例廢止
(昭和12.11 勅692参照)

12.15. 陸軍教化隊令 制定(軍11)陸軍徳治隊條例廢止(勅507)
爾今 海軍兵中教化を要するものを教化隊に収容することとす

大正13年(2584)(1924)

5.5 陸軍管区表中改正(軍5)

歩兵旅団長のその旅管聯隊区司令部微兵事務を監督する規定を廃止したるにより旅官を削る。

5.16. 陸軍飛行学校令 制定(軍6)

下志津、明野の2分校を独立せしむ。其の分科下記の如し。
所沢 - 飛行機操縦、機械、爆弾 下志津 - 戰術、偵察、偵察
操縦、通信写真

明野 - 空中戦斗、空中射弾、火器の取扱

陸軍補充令中改正(勅118)

各兵科少尉候補者、三等看護官候補者、歎医药派遣学生の採用範囲を曹長(軍曹)同相当官に拡張す

8.12 陸軍省官制中改正(勅180)

政務次官、参事官を置く。但しその職務は軍機事令に及ぼさることとす

12.20 陸軍省官制中改正(勅337)

陸軍經理部條例中改正(勅340)

陸軍東京經理部令廢止(勅341)

} 行政整理に伴い東京經理部
} を廢し陸軍省經理局に監査
} 課を置く 尚經理部條例中
} 所要の改正をなす

(155)

HP『海軍砲術学校』公開史料

12.20 临时陸軍中央金櫃部條例 廃止(勅令442)

専に戦役の際必要を認め之を置きたるも平時本令を存置する
の必要なきため廃止す。

大正14年(2585)(1925)

1.13 陸軍武官官等表中改正(勅2)

獸医総監を設置す。

2.26 蹰兵條例中改正(勅15) - 朝鮮憲兵隊を大臣直轄より憲兵司
令官の隸下に移す

3.27 陸軍常備団隊配備表 改定(軍令陸1) - 軍備整理に伴い新設
廃止、編制、改正、稱号変更等のため改定せらる。

1. 新設 第1. 戰車隊、高射砲第1聯隊、飛行第7、第8聯隊
台灣山砲兵大隊

2. 廃止 第13、第15、第17、第18師団司令部
歩兵第12、第17、第20、第23、第25、第26、第31
第34旅団司令部

歩兵第51-6、第58、第60、第62、第64-7
第69、第71、第72聯隊

騎兵第17、第19、第21、第22聯隊 自動車隊
野砲兵第12、第19、第21、第23聯隊 台湾第2守備
隊司令部

工兵第12、第13、第15、第19大隊

軽重兵第12、第13、第15、第17大隊 台湾山砲兵第1
第2中隊

3. 転営、介屯(略す)

4. 稱号変更 衛行第1-6大隊を 聯隊に

4.6 陸軍歩兵学校令(條例改訂)(軍令陸3) - 教導隊の組織と
更し且、戰車関係軍項を新に設置す

陸軍野戰砲兵学校令改訂(軍令陸4) - 軍備整理の結果、字
の組織を更し且、高射砲学生を設く。

HP『海軍砲術学校』公開史料

5.27 陸軍航空本部令 制定(勅149)

軍備整理の結果、航空部を航空本部に改め内部の組織を改善す。

1. 陸軍航空に関する事項の調査、研究、試験及立案 航空兵
諸軍隊本科専向教育の者一進歩、航空に関する器械の審査
及その制式の統一並器械の修理、購買、貯藏、補給及検査
を掌る。
2. 陸軍航空本部に総務部、技術部、補給部及検査部を置く。
3. 本部長は本科専向II項に因し航空兵諸隊を検査するの外、
士官学校を巡回、所要の意見を教育総監に通報す。

4.27 陸軍戸山学校令(勅156) 同條例廢止(軍8)

陸軍通信学校令 制定(勅158)

陸軍自動車学校令 制定(勅159)

従来の自動車隊を改編す。

陸軍武官官等表中改正(勅160) 陸軍兵卒等級表中改正(軍6)

航空兵科を独立の兵科となしたるにより航大佐以下航伍長に
至る官等欄を加う。同兵科上、1、2等兵を加う。

大正15年(2586)(1926)

7.16 陸軍補充令中改正(勅260)

見習主計よりする 二等主計補充に因し新に規定す

9.30 陸軍省官制中改正(勅312)

國家綏動員の見地より軍需品の整備の緩急を現正し且軍動
員業務の連繋を周密円滑なりしめ一層作戦準備を周到なり
しむると共に各兵本務を総括し、その発達の促進を期するの
外過般の軍備整理に於て新設改廃せられたる事項に伴い改
正を加うるの要あるに依る。

1. 軍務局にありし歩兵、騎兵、砲兵、工兵、航空の各課
を廃し新に同局内に兵務、徵募、財備、馬政の4課を
置く。

2. 兵器局にありし工政課を廢止す。

(157)

H.P『海軍砲術学校』公開史料

3. 整備局を新設（7局となる）動員、統制の2課を設置す

11.8 陸軍経理学校令中改正（勅336）

補充令の改正に伴り所要の改正をなす

従来の高等科学生、普通科学生を廢し甲種、乙種（見習主計出身2等主計）丙種（経理部士官候補者即転科将校）

丁種（3等主計候補者）学生とす。

12.16 陸軍軍人休暇令（同規則を改正）（軍2）

H.P『海軍砲術学校』公開史料

昭和2年(258)(1927)

3.31 矢役法(徵矢令改正)(法47)

矢役法改正要綱

1. 第2補充矢役を設け従前の補充矢役を第1補充矢役とす。第2補充矢役は年限を12年4月とし主として徵矢検査に於ける甲乙種合格者にして旧制に於ては現役兵又は補充兵たりさりし者を之に服せしむ。
2. 陸軍は従前は現役3年にして内在監概ね2年なりしも之を改め現役を2年とし在監は勅令の定むる所により1年6月迄短縮し得るの制を設く。
3. 陸海軍共に現役1年を減じる結果予備役を左の如く延長す。

陸軍 5年4月 (従前は4年4月)

海軍 4年 (従前は3年)

4. 1年現役矢制(師範学校卒業者の服役制)を改め名稱を短期現役矢とし現役は原制として5月とす。
5. 1年在監入選延期制(徵矢令23条)は改め学校の修業年限に応する徵集延期制を設く。

5.9 野戦築城教範 改定(軍3)

5.25 資源局官制制定(勅)

6.29 陸軍武官進級令中改正(勅207)

「先任進級」(第3条中)を削り実役俸年少佐同相当官「3年」を「2年」と少尉同相当官「2年」を「1年」と改む。

6.30 陸軍教導学校令 制定(勅202)

現役歩兵科下士と為すべき学生を教育す 仙台、豊橋、熊本に置き校長は教育監督に隸す。

H.P『海軍砲術学校』公開史料

昭2、10.10 陸軍常備団隊配備表中改正（軍 4）

近衛及第3師団の部を改正す。

11.30 矢役法施行令 制定（勅330） 同施行規則（省24）

矢役法施行令制定要綱

本令は矢役法に基く委員事項其の他同法施行上重要な事項を規定したるものにして其の内容は従前の徵矢事務条例を主体とし 之に志願に依り矢籍に編入せらるる者の矢役に関する規定、陸軍軍人服役令及海軍下士官服役令中矢卒に関する規定、1年現役矢条例並に陸海軍召集令中主として取扱に関する規定を合併して編成す。

11.30 陸軍補充令 改正（全文）（勅331）

同施行規則（省27）

陸軍補充令改正要綱

1. 1年志願兵に代わへき幹部候補生制度の創設
2. 平時に於ける特別補充制度の新設
3. 其の他従来の経験に鑑み若干の改正整理を行う

陸軍補充令施行規則要綱

陸軍補充令改正に伴ひ幹部候補生に関する取扱手続及平時特別補充取扱の規定、各矢科少尉候補者の採用を全軍統一試験に改め且若干の改正整理を行ふ。

陸軍武官服務令制定（陸軍軍人服務令改正）

（勅232） 同施行規則（省28）

陸軍武官服務令制定要綱

本令は陸軍軍人服務令の改正勅令にして同令中武官の服役に関する事項を主体とし之に大正10年 勅442 航空に関する勤務に取扱せしむへき陸軍下士の特別補充及員の服役等に関する件中服役に関する部

HP『海軍砲術学校』公開史料

分を移し加ふ 具の要綱左の如し

1. 服役延期を為し得べき場合の拡張
2. 幹部候補生より予備役士官となりたる者の予備役後備役期間の終期を現役中（少）尉の夫凡て等ぐす。
3. 歩、騎、砲、工、航空及輜重兵科の特務曹長の現役年限早年の2年延長
4. 下士の服役の終期を明瞭にする
5. 幹部候補生より下士にさせられたる者の服役期間及具者か将校となりたる場合の服役期間を規定する

11. 30 陸軍召集規則 制定（省 25）

12. 20 軍隊教育令 改定（軍 5）

12. 27 馬術教範 改定（軍 6）

〃〃 爆破教範 改定（軍 7）

昭和3年（2588）（1928）

1. 25 亦矢操典 改訂（軍 1）

4. 4 陸軍幼年学校令中改正（勅 53）

東京を残し 仙台、名古屋、大阪、広島、熊本の
5ヶ所を廃す

12. 6 陸軍工兵学校令（同采例改正）

〃〃 軍隊教育令改訂（軍 10）

〃 24 体操教範 改定（軍 11）

昭和4年（2589）（1929）

2. 6 戰斗綱要（軍 1） 制定

〃〃 砲兵操典 改定（軍 2）

3. 29 小銃、輕機関銃、拳銃、射撃教範制定（軍 3）

歩（騎）兵射撃教範廢止（軍 4）

4. 11 資源調査法 制定（法 53）

〃 12 宪法令（同采例 改正）（勅 65）

(161)

H P 「海軍砲術学校」公開史料

昭和4 7. 30 陸軍武官官等表中改正 (勅 251)

新に乘駆總監を設く。

1. 31 陸軍衛生兵科廠察例 改正 (全文) (勅 265)

陸軍衛生兵科、歎息資材及蹄鉄の賄買、製造、修理、貯蔵及補給を掌り陸軍磨工長の養成に任し且立等の試験を行ふ。廠長は陸軍大臣に隸す。

11. 14. 兵役義務者及瘞兵待遇審議会官制 制定 (勅 323)

11. 20 資源調査令 制定 (勅 329)

12. 17 砲兵射撃教範 改定 (軍 8)

11. 19 輜重兵操典 改定 (軍 9)

昭和5年 (2590) (1930)

3. 18. 軍隊教育令 改定 (軍 1)

4. 5 機関銃、歩兵砲射撃教範 制定 (軍 2)

昭和6年 (2591) (1931)

4. 1 入營者取扱業保障法 制定 (法 57)

(朝鮮歩兵隊 廃止)

4. 13 兵役義務者及瘞兵待遇審議会官制 廃止 (勅 56)

11. 7 陸軍武官官等表中改正 (勅 270)

陸軍兵等級表に実する件 (勅 271)

1 「下士」を「下士官」に改志

2 矢の等級

憲、振、騎、砲 工、航空兵科	上等矢	1等矢	2等矢
	"	"	"
輜重兵科	"	"	特務兵
衛生部	上等看護兵 "磨工兵	1等看護兵 "磨工兵	2等看護兵 "磨工兵 補助看護兵
軍樂部	樂手補		

1、2等卒等を上記の如く改稱す。
(輜重輸卒 輜重兵特務兵)

(62)

昭和7年 (2592) (1932)

2. 23 紅生部代用員並歯科医採用規則 (陸省令 1)

戦時又は事変に際し必要ある場合 官制学校の要員に充当す

4. 27 戰時又は事変に際し / 师团以上の団隊を指揮する司令官及师团长の親補に當する件 (軍 1)

5. 16 陸軍軍需審議会令 制定 (勅 73) 陸軍技術会議
令 废止

陸軍大臣の監督に屬し 其諮詢に應じ重要軍需品に関する研究方針及制式並に陸軍技術に関する重要な事項を審議す。

7. 27 陸軍技术本部令 改正 (勅 176)

陸軍科学研究所令中改正 (勅 177)

陸軍築城部令 (条例改正) (勅 178)

陸軍兵器廠令中改正 (勅 179)

陸軍造兵廠令中改正 (勅 180)

要塞司令部条例改正 (軍 4)

} 各機関の
業務調査
を行ふ

昭和8年 (2593) (1933)

1. 12 陸軍考科表規則 改正 (全文) (陸產 1)

陸軍紅生部士官の補充及現役期間の臨時特例 (勅 6)

軍医候補生制度を制定す。

2. 16 補充上の必要に依り陸軍の軍隊官衛又は学校に於ける各兵科部士官に予備役又は後備役の土官充用の件 (勅 12)

特別志願将校制度を新設す

3. 28 半島港域軍事取締法 制定 (法 29)

4. 4 工兵操典 改定 (軍 1)

4. 12 陸軍特命検査条例 废止 (勅 59)

(163)

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭 4.12 陸軍特命検査令 制定 (軍 2)

特命検査は勅命に依り 元而其の他の将官特命検査
校と名り勅旨を奉し陸軍部隊に於ける軍紀の張弛、
服務の能否、教育の精粗、保育の良否を検し 法規
実施の度を察し勤員の計画の完了、会計経理の整否
兵器材料其の他の軍需品及諸造物保存の状況等に付
所要の事項を実検査するものとす (文 1 種)

4.21 陸軍大学校令 改定 (軍 3) (全文)

学生及専科学生を置く

陸軍歩兵学校令改定 (軍 4) (1 部)

歩兵隊より兵を分遣せしむ戦車隊よりも分遣するこ
ととし 新に軍大育成所を置く

陸軍騎兵学校令 (案例改定) (軍 5)

新に教導隊に無線教習隊を置く

陸軍習志野学校令 制定 (軍 6)

4.26 陸軍通信学校令中改正 (勅 67)

新に生徒隊を設け 無線通信を掌る現役下士官

(工兵科)と准ずべき生徒を教育することとする

陸軍飛行学校に於ける生徒教育に関する件 (勅 68)

准許陸軍飛行学校に於て航空兵科現役下士官と准
ずべき生徒を教育す (操縦生徒及技術生徒とす)

陸軍教導学校令中改正 (勅 70)

従来現役歩兵科下士官と准ずべき学生のみを教育し
ありしむ歩 (仙台、熊本、豊橋) 駆曳 (豊橋) 兵科
下士官と准ずべき学生を教育することに改む

陸軍補充令中改正 (勅 71)

1. 幹部候補生制度 改正 従来入營前に採否を聯
隊区司令官に於て否定せしむ 入隊後決定する
ことと改む 同 甲、乙種の区分 技術に従事

HP『海軍砲術学校』公開史料

すへと兵科将校と准すへき者を新に規定す 修業

期間は依然 1 年なり

2. 各兵科現役下士官の補充要領改正 諸学校卒業を
新に其の資格中に規定したると生徒よりする補充
方法を加う

3. 隊付看護兵の補充を規定す

昭 8. 5. 3 陸軍野戦砲兵学校令中改正 (軍 7)) 新に下士官候
陸軍重砲兵学校令中改正 (軍 8) } 補充を教育す
陸軍工兵学校令中改正 (軍 9) } ることを規定す
陸軍飛行学校令 改定 (軍 10)

新に浜松に飛行学校を設く (前沢、下志津、明野)

7. 21 陸軍常備団隊配備表 改定 (軍 11)
戦車隊を戦車聯隊に改稱す
教育總監部令 (案例改正) (軍 12)

7. 28 陸軍造兵廠令中改正 (勅 201)
工廠を小倉に新設す

11. 14 嘉慶服制令 制定 (軍 14)

昭和 9 年 (2594) (1934)

2. 15 戰隊教育令 改定 (軍 2)

劍術教範 改定 (軍 3)

3. 24 嘉慶院法 (旧廢兵院法) 改正 (法 12)

3. 28 軍用電気通信法 (法 39)

3. 27 管轄教範 改定 (軍 6)

3. 30 陸軍軍医学校令 改正 (全文) (勅 61)

陸軍獸医学校令 改正 (全文) (勅 62)

陸軍經理學校令 改正 (全文) (勅 63)
(専攻学生を新に設く)

9. 27 戰隊内務書 改定 (軍 9)

12. 13 陸軍代理令 制定 (軍 10)

(65)

昭和10年 (2595) (1935)

5. 28 陸軍騎兵学校令中改正 (軍 3)

機甲自動車に関する事項を加う

陸軍野戰砲兵学校令中改正 (軍 4)

情報並に照空に関する事項を加う

防衛司令部令 制定 (軍 8)

東部 (東京) 中部 (大阪) 西部 (小倉) 防衛司令
部を設く

防衛司令官は陸軍大 (中) 将を以て親補し 天皇に
直隸し要地の防空の計画に佐す

西部防衛司令官は前項の外要塞系の防禦計画を擔
任す

7. 29 陸軍航空本部令 改正 (全文) (勅 221)

陸軍航空に関する事項の調査、研究、試験及立候
を行い、航空兵科諸軍隊の当該兵科専門教育の奇
一進歩と國り所割学校の教育、航空に関する器械、
燃料等の整備及検査に関する事項を掌る。前項の
外航空に関する器械、燃料等の民間工場に対し契
約に基く監督を行う

総務部及ガ 1 部、ガ 2 部よりなり。其の他に監督
官長、監督官を置く。本部長は陸軍大臣に隸す

陸軍航空技術研究所令 制定 (勅 222)

航空に関する器械、燃料等の考究及審査を専し且
技術に関する調査、研究及試験を行ひ其の改良進
歩を図る 所長は航空本部長に隸す

陸軍航空廠令 (勅 223) 制定

航空に関する器械、燃料等の購買、貯蔵、保存及
補給並に航空に関する器械の產品処分及修理を掌
る。

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭 10

本廠（総務課、会計課）及支廠（立川、名務原、平塚、屏東）より成り。本廠長は航空本部長に隸す。

7. 29 能谷陸軍飛行学校令 制定（勅 224）

飛行機操縦に従事する航空兵科現役下士官となすへき生徒及幹部候補生を教育す。尙幹部候補生、下士官候補者に必要な教育を行ふ。

陸軍航空技術学校令 制定（勅 225）

航空兵科尉官、同候補者、現役下士官となすへき生徒及幹部候補生を教育す。

陸軍造兵廠令中改正（勅 226）

技術に従事すべき各兵科（航空を除く）幹部候補生を教育することを得る如く新規に規定す。

所沢陸軍飛行学校令 制定（軍 10）陸軍飛行学校令廃止

（操縦、航法、気象）（操縦学生、特種学生、幹候、操縦）

下志津逐軍飛行学校令 制定（軍 11）（偵察飛行、通信、写真）（甲、乙特種学生、下士候（操縦、戦技、通信））

明野陸軍飛行学校令 制定（軍 12）

（戦斗飛行、火器、対空射撃）甲、乙特種学生、下士候、戦操）

浜松陸軍飛行学校令 制定（軍 13）

（爆弾）（戦術、甲種、乙種学生、下士候爆弾
戦技→下志津より）

飛行団司令部令

飛行団司令部令 制定（軍 14）各種分科の飛行部隊を集結使用すべき趨勢に鑑み、其の指揮権

HP『海軍砲術学校』公開史料

庶と常備し訓練の精到を期する要あるに依る

昭和 10. 7. 29 陸軍常備團配備表 改定 (全訓) (軍 15)

9. 11 陸軍補充令中改正 (勅 264) 兵役令施行令中改正

(勅 265) 陸軍武官候補令中改正 (勅 266)

操縦学生の制度を設く 民間航空熱の勃興を助成
し併せて軍戦時の要求を充足せんが爲飛行操縦
士に從事すべき者備後備士官を補充する目的
を以て本制度を創設す

所沢陸軍飛行学校令中改正 (軍 16) 操縦候補生の
教育を新に加う

12. 16 陸軍演習令 改定 (軍 17) 演習の名稱を変更
すると共に形式を全般に改正す

12. 26 陸軍補充令中改正 (勅 326)

経理部士官候補生より現役経理部士官を補充する規
定を設け 同士官候補者を以てする制度 (所謂駆逐科)
を廃止す

経理部士官詮衡會議は当該師団経理部所管、1等主
計以上の者を以てするものと規定す

陸軍経理学校令 改正 (全文) (勅 325)

学生を甲、乙 (旧軍攻学生) 丙 (見習主計出身 2等
主計) 丁 (3等主計候補者) 種

昭和 11 年 (25.9.6) (1936)

2. 27 戒厳令

1. 朕 現に緊急の必要あると認め枢密院顧問の諮詢
を経て帝国憲法第 8 条第 1 項に依り一定の地域に
戒厳令中必要の規定を適用するの件を裁下し公布
せしむ (勅 18) 一定の地域を限り別に勅令の
定める所に依り戒厳令中必要の規定を適用するこ
とを得

2. 朕 昭和 11 勅 18 の施行に関する件を裁下し
(128)

HP『海軍砲術学校』公開史料

迄に之を公布せしむ(勅 19) 昭 11 勅
18 に依り左の区域に戒厳令文 9 条及文 14
条の規定を適用す 東京市

3 戒厳司令部令制定 (勅 20)

- 昭 11 3. 31 陸軍幼年学校令中改正 (勅 39) 広島に新設せ
5. 18 陸軍省官制 改正 (勅 63) 陸軍大臣及同次
官に任せらるる、否は現役将官とする
5. 30 陸軍理事官制 制定 (勅 84) 奏任之人 陸
軍造兵廠に置く
" 陸軍部隊の名稱に関する件 (軍 4) 駆砲、垂
砲、高射砲、台灣山砲、工兵、輜重兵大隊を各々
聯隊と 氣球隊を氣球聯隊とす
7. 6 馬政局官制 制定 (勅 164) 農林大臣の管理
とす
7. 17 戒嚴司令部令 废止 (勅 191)
7. 24 陸軍省官制中 改正 (勅 211) 大正 15 年整
備局新政以来の大改正にして要矣左の如し
1. 人事を一元化す 各部、技術、參謀將校の
人事を凡て人事局に移す 人事局に徵募課を
新設す
2. 軍務局より 3 課を分離し 軍事課を純軍事と
政策との 2 課に分け 軍事、監務の 2 課を以
て軍務局とす
3. 矢務、防備、馬政の 3 課を以て新たに兵務局を
新設す
4. 航空及軍需行政の飛躍的進歩に追隨する爲
航空関係を一括して航空本部に移すと共に
整備局(戦備、整備) 兵器局(銃砲、機械)
の内容を整理統合す

(69)

H.P.『海軍砲術学校』公開史料

昭11 7. 24 陸軍航空本部令中改正（勅 212）陸軍省中航空にに関する事務の大部分は之を航空本部に移され從つて航空本部從来の事務の外、外局としての事務を掌ることとななり。

陸軍經理部条例中改正（勅 215）
陸軍軍（獸）医部条例中改正（勅 216.7）
部長の人事に関する权限を削除す

陸軍歩兵学校令 改定（全文）（軍 5）

陸軍戦車学校令 制定（軍 6）

陸軍騎兵学校令 改定（全文）（軍 7）

陸軍野戰砲兵学校令 改定（全文）（軍 8）

陸軍重砲兵学校令 改定（全文）（軍 9）

陸軍工兵学校令 改定（全文）（軍 10）

参謀本部令中改正（軍令陸 11） オ3条中「参謀総長は参謀の職に在る陸軍将校を統督しえ」と「統轄し」と改む

航空兵团司令部令 制定（軍令陸 12） 航空の飛躍的進歩を圖り近代的国防に欠陥なからしむる時、航空兵团司令部を設置し現在各飛行群隊が個々に隸屬しあるを統合す。但当該部隊の經理、衍生等に關しては陸軍大臣の定むる所に依り師団長又は團司令官の区處を承けしむることとする。

7. 28 陸軍工科学校令 改正（全文）（勅 231）（大正勅 238 参看）

陸軍軍医学校令 改正（全文）（勅 232）

陸軍補充令中改正（勅 233）

新に軍樂部士官補充に關し規定す

7. 29 师団司令部条例中改正（軍 13）

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭 II 7. 28 朝鮮(台湾)軍司令部規例中改正 (軍 14)

1. 而団長(軍司令官)は地方(朝鮮)(台湾)の防
衛の為、緊急の必要のある時は其の師管内(朝)
(台)の部隊(ヒ在る飛行部隊)を区處すること
を得

2. [法官部]を[法務部]に改む

防江司令部令 改定 (軍 15)

軍隊教育令中気球隊の教育に関する件(軍令陸 17)

航空本部長より砲兵監に移る

7. 31 陸軍兵の兵科部、兵種及等級表(旧陸軍兵等級表)

兵科部	兵 種	1 級	2 級	3 級
憲兵科	歩 兵	上等兵	1 等兵	
歩兵科	歩 兵 戦車兵	上等兵	1 等兵	2 等兵
騎兵科	騎 兵	上等兵	1 等兵	2 等兵
砲兵科	野砲兵 山砲 騎 野戰重砲兵 重砲兵 高射砲兵 氣球兵	上等兵	1 等兵	2 等兵
工兵科	工 兵 鐵道兵 電信兵	上等兵	1 等兵	2 等兵
航空兵科	飛行兵	上等兵	1 等兵	2 等兵
輜重兵科	輜重兵 輜重兵特務	上等兵	1 等兵	2 等兵 特務兵
衛生部	看護兵 磨工兵 補助看護兵	上等看護兵 上等磨工兵	1 等看護兵 1 等磨工兵	2 等看護兵 2 等磨工兵 補助看護兵
軍樂部		樂手補		

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭11 11. 2. 陸軍病院令(征戍病院令改正) (勅 387)

12. 23 自動車操縦教範 制定(軍 20)

陸軍武官の進級

11. 30 取扱規則 改正(陸達 54)

陸軍専科表規則 改正

(陸達 55)

人事权を統帥系統に帰属せ

しめ且独立部隊長の权限を

拡大強化す

専科表調製权も右主旨ヒー

致せしむ

陸軍武官官等表改正(勅十三)

註

各兵科都官

淮各兵科下士官

各兵科下士官

註(改正要矣)

一、特務曹長、上等工長等を准尉
二、工長を曹長（軍醫）（伍長）ヒ
三、主計總監、軍醫總監以下を主計（軍醫）中將
四、蹄鉄工長を獸医、准尉（曹長---）ヒ
五、縫靴工長を縫衣（工准尉（曹長---）ヒ

昭12

2、12 陸軍兵の兵科単、兵種及等級表 改正(勅 13)

(昭 6 朝 27 参照)

往生部	往生兵	往生上等兵	往生1等兵	往生2等兵
	補助往生兵			補助往生
軍樂部		軍樂上等兵		

3、22 陸軍軍人軍属看作規則 改正 旧規則は明治38年

制定せり(たるものなり)

1. 適用の人的範囲及看作物の範囲を拡大す
2. 認可权の所在を所屬長官より所管長官に変更す
3. 出版物の1部を大臣に送付するの規定を設く

3、30 軍事扶助法(軍事救援法)改正(法 20)

1. 軍事扶助法を改経
2. 傷病兵の適用範囲を拡張す
3. 扶助を受け得る家族及遺族の範囲を拡張す
4. 下士官兵の退営後又は召集解除後に於ける扶助継続期間を設く
5. 要扶助看生活上の資格範囲を拡大す

3、31 陸軍幼年学校令改正(勅 85)仙台新設

4、2 防空法(法 47)

1. 防空及防空計画の内容を明にし防空計画設立者の義務に関する規定を設くること
2. 防空上の必要に基き義務を命ずる範囲を明かにすると共に給与其の他に関する規定を設くること
3. 防空の訓練に関する規定を設くること
4. 費用の負擔及国庫補助に因し必要な規定を設くること

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭12

4. 7 陸軍士官学校令 改正（勅 110）
陸軍予科士官学校令 制定
（勅 111）
陸軍士官学校の拡張に方り本科と予備及学生部とを分离するの要あるに依る

陸軍補充令中 改正（勅 112）

1. 陸軍武官官等表に陸軍兵の兵科部兵種及等級表の改正に伴い改正す
2. 獣医部少尉候補者制度を創設す
3. 衛生部少尉候補者の志願資格を衛工准尉及衛工曹長に拡張す
4. 陸軍予科士官学校の創設に伴い改正す
5. 兵科及経理部士官候補生の隊附期間を並長す
6. 経理部士官候補者による経理部士官の補充制度の廃止

5. 13 (企画庁官制 制定 勅 192) (内閣調査局官制廃止)

7. 31 陸軍航空本部令中改正（勅 373）

新に第3部を設く（従来は総務部第1部及第2部）
前轉り土地建造物の經營を掌ることす

陸軍造兵廠令中改正（勅 375）

新に「兵器用金属材料に関する調査研究」を加える
と共に 医務部を新設す

陸軍航空廠令中改正（勅 374） 本廠に総務課及
会計課を「第1課及第2課」と改称す

陸軍工科学校令中改正（勅 376） 教育に関する
各部隊の兵器の修理及弾薬の製を行ふことす

7. 31 陸軍航空技術研究所令中改正（勅 377）

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭 12

航空衛生に関するに関する調査研究及試験並に航空被服、糧食の性能実験を行ふことを加う
研究所に総務部、第1部及第2部を置く（從未分言なし）

7. 21 陸軍憲兵学校令 制定（勅 378） 憲兵練習所廃止
転科及少尉候補者の教育を実施する外、憲兵下士官並に憲兵教習兵を教育す

陸軍經理部令（同条例改正）（勅 380）

第3条 陸軍經理部は当該師管、台湾、朝鮮又は満洲に在る陸軍部隊 ①（陸軍大臣の特に定むる部隊を除くものとし、師管を有せざる師団の・・・）
の会計事務の監督及陸軍所属の土地建造物の經營（
国防に関するもの並に陸軍航空本部、同本部長に所属する陸軍部隊、陸軍造兵廠及千住製絨所に關する
ものを除くものとし、師管を有せざる・・・）を掌る
第9条 經理部長は陸軍省經理局長の区處を受け當該師管、台湾、朝鮮又は満洲に在る陸軍部隊 ②
(陸軍大臣の特に定むる部隊を除くものとし、師管を有せざる・・・)に屬する 經理部將校(旧經理部士官)以下の教育を掌理す

① 航空本部関係 軍馬補充部 矢器廠 造兵廠
千住製絨所 (8.6達)
② 航空本部関係 (34参着)

8. 19 軍械保護法 改正（法 72）（全文）

1. 省令を以て「軍事上の機密」の種類範囲を明確にする
2. 刑の範囲を拡大す
3. 犯罪行為の種類を拡張
4. 防空其の國土防衛の為所要の規定を設く

(176)

H.P『海軍砲術学校』公開史料

5. 外国船舶の不法入港に対する取締規定を設く

9. 2 臨時陸軍東京經理部令 制定 (勅 471)

戦時又は事変に際し之を東京に置き臨時陸軍經費に係る收入、支出、出納及び等に関する計算、報告並に臨時經費支弁に係る陸中軍務用品、酒保品、運送材料の購買、貯蔵及捕給を掌る 部長は陸軍大臣に就す

9. 30 陸軍士官学校令中改正 (勅 566)

分校(所沢)を設け航空兵科少尉候補者とも教育する如く改正す (一般少尉候補者は予科士校)

10. 6 陸軍喰位令 制定 (軍 6)

6. 14 (臨時内閣參議官制 制定) (勅 593)

6. 22 (防空委員会令 制定) (勅 598)

東京陸軍航空学校令 制定 (勅 599)
熊谷陸軍飛行学校令中改正 (勅 600)
陸軍航空技術学校令中改正 (勅 601) } 東京陸軍航空学校を
新設し 熊谷及技術学校に入校せしむべき生徒を概ね1ヵ年教育することとす

10. 23 (企画院官制 制定) (勅 605)

10. 28 陸軍軍医予備員令 制定 (勅 623)

6. 29 陸軍兵の兵科部兵種及等級表改正 (勅 627) 輛重兵
斜梯務兵及補助往生兵に1等、2等の区分を設く

11. 6 陸軍大學校令 改定 (軍 7) 新たに航空学生の制を設く

11. 12 陸軍補充令中改正 (勅 654)

1. 懸兵上等兵の補充を懸兵教習兵を以てなすことと改む

2. 輛重兵特務兵及補助往生兵より輌重兵又は往生兵となりうることに改む

(473)

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭 12.

3. 軍医予備員創設に伴う改正

11. 17 大本営令 (軍 1) 戰時大本営条例 廃止
(勅 658)
11. 27. 要塞司令部令 (同条例改正) (軍 9) 第 1. 第 4 及第 12 师管下の要塞司令部は其方面の司令部の防衛司令官の隸下に入ることとされり
- 防衛司令部令・改正 (軍令陸 8) 従来の防衛司令部は要地防空の計画に任する計画棧閣なりしも 所管区域内の防衛ヒも任する実行棧閣とせられ 即ち防衛司令官は所管防空管区の防空及所管警備管区の警備に関しては管区内の陸軍軍隊 (憲兵及航空部隊を除く) を指揮し其他の部隊を区別することとす
11. 30 東京警備司令部令 廃止 (勅 692)
12. 7 憲捕規程 制定 (省令 64) 関東憲兵司令官の隸下に憲捕を設く
12. 1 飛行第 13 联隊 設置
- 昭和 13 年 (2598) (1938)
1. 10 (厚生省設置 勅 7)
- 陸軍軍需監督官令 制定 (勅 30)
2. 14 航空兵団長を同司令官と改称 (勅 83)
2. 13 陸軍特別志願兵令 制定 (勅 95) 朝鮮人志願兵制度及内地人補充兵、国民兵及兵役の義務なきに至りたる者にも従軍の途を開く内地人在軍志願兵制度の兩者を一括せるものなり
- 陸軍の祕密書類に関する件中改正 (陸軍 12) 従来「陸軍の祕密書類」と称したるものを「陸軍の軍事上の祕密書類」とし又「陸軍軍事棧密書類同軍事極祕書類同軍事祕密書類」に区分せられ

H-P『海軍砲術学校』公開史料

昭13

2. 24 兵役法中改正（法 1） 陸軍歩兵の全部に2年在營制を適用す
3. 25 陸軍千士官学校令 制定（勅 139）
陸軍兵科部、兵種及等級表に関する件中改正（勅 271）
新に工核兵を加う
3. 28 陸軍防空学校令 制定（軍令陸 3）
4. 31 陸軍補充令中改正（勅 137） 予備役将校補充制度の確立、歩兵の2年在營制等に関する改正
(国家総動員法制定 法 55 車輛工業動員法廃止)
4. 11 陸軍気象部令 制定（勅 240） 部長は陸軍大臣に隸す
6. 4 飛行集団司令部令制定（軍令陸 10）
7. 12 教育監査部令 改正（軍令陸 15） 本部長の外に
次1部、次2部及4課を新設す
7. 1 水戸陸軍飛行学校令 制定（勅 469）
陸軍航空整備学校令 制定（勅 470）
○ ○ 陸軍航空技術学校令（軍令 14 従来は勅令なりし
を改む）
7. 30 陸軍経理学校令中改正（勅 535） 下士官候補者教育を加う
9. 17 補充令中改正（勅 647） 兵科少尉候補者、主計下士官候補者、獸医部下士官候補者の資格を改正
9. 29 作戦要務令 制定（軍令陸 19）
10. 14 戰傷、戰病等の定義に関する件（陸音 6331）
12. 9 陸軍航空総監部令 制定（軍令陸 21） 航空総監は航空兵の軍隊及学校教育を専掌し其の他の事項に関するては従来の陸軍三長官より所要の区別を承くるものとす
12. 9 陸軍航空士官学校令 制定（勅 745）

(174)

H.P.『海軍砲術学校』公開史料

昭13

12. 9 陸軍航空本部令中改正（勅 743）航空総監部の創設に伴い航空関係の教育を之に移管す。
" 陸軍經理部令中改正（勅 750）航空総監部創設に伴い改正

昭和14年（2599）（1939）

1. 14 陸軍省官制中改正（勅 15）國家総動員態勢に即応して陸軍省部内の構構を強化する為左の如く改正す

1. 整備局内に工政、資源の二課を新設、総動員特に物質動員に関する業務を強化す

2. 人馬に関する業務を兵務局に統合する為徵募課を同局に移し之を兵備課と改称し軍動員に関する事項と総動員業務中人的動員一般に関する業務を掌らしむ

3. 総動員業務を兵務（人的動員）整備（物的動員）に分離せしむる。総動員一般に関する業務は立派に軍務課に付す

4. 整備局に交通課 兵務局に防衛課を新設 防備課、整備課を廃止す

3. 9 兵役法中改正（法 1）

1. 服務期間の改正一 ャ1、ヤ2補充兵役を12年4月より共に17年4月とする

2. 短期現役兵制度の廃止

3. 徵集延期制度の期間変更

3. 25 軍用資源秘密保護法（法 25）

" 陸軍兵の兵科部、兵種及等級表に関する件中改正（勅 744）輜重兵特務兵、補助扛生兵廃止

3. 27 陸軍幼年学校令中改正（勅 80）原本に新設（東京、広島、仙台）

4. 1 国境取締法（法 52）

(80)

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭 14

4. 7 軍馬資源保護法 (法 76)
5. 13 陸軍常備隊配表 廃止 (軍令陸 2)
7. 3 陸軍飛行実験部令 制定 (軍 5)
7. 14 技術将校たるべき陸軍各兵科将校の補充及現役期間の特例に関する件 (勅 486) — 技術候補生制度
8. 1 予備士官学校令 改正 (勅 517) 盛岡 (歩兵)、豊橋 (歩砲兵)、久留米 (輜重兵)
8. 4 陸軍兵事部令 (勅 518) 朝鮮、台灣の各兵事区に置き徴兵、召募、在郷軍人の服役召集等に関する事項を掌る。
8. 11 陸軍兵器廠令中改正 (勅 535) 満洲にも支廠を置く
8. 14 陸軍被服廠条例 改正 (勅 536) 条例を令とす
8. 15 陸軍糧秣廠条例 改正 (勅 537) 条例を令とす
8. 16 陸軍倉庫条例 改正 (勅 538) 条例を令とす
8. 18 陸軍の指学校に於ける幹部候補生教育に関する件
制定 (勅 578)
8. 21 陸軍教導学校令中改正 (勅 580) 歩兵科現役下士官と准すべき学生のみを教育することに改む
8. 22 陸軍經理学校令中改正 (勅 585) 幹部候補生をも教育することに改む
10. 27 幹部候補生等より将校と稱りたる者の役職変更に関する件 (勅 737)
11. 10 兵役法施行令 改正 (勅 768) 第3工種の新設
11. 24 満洲國の武官たる帝國臣民の陸軍武官補充に関する件
予備役の將校又は下士官となす

昭和 15 年 (2600) (1940)

1. 25 陸軍礼式令 制定 (軍 3) 陸軍礼式廃止(軍 4)
1. 27 陸軍身體検査規則中改正 (省 3)

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭 15

現役兵徵集要員の増加を図る目的とし ① 甲種合
格は更に厳選 ② 兵3乙種を新設、従来の兵2乙
種より条件を低下し ③ 兵種は着しく条件を低下す

2. 7 陸軍軍人休暇令 (軍 5) 改定

新ヒ在外者特別休暇の制を設く (其他全般に改正あり)

2. 19 歩兵操典 改定 (軍 7)

3. 8 陸軍幼年学校令 改正 (勅 89) (東京、仙台、名
古屋、大阪、広島、熊本)

3. 30 陸軍航空廠令中改正 (勅 106) 本廠内総務課
— 兵3課を兵1—3部及会計部と改正す

陸軍航空工廠令 制定 (勅 207) 航空工廠を新設
す

陸軍兵器廠令 (陸軍造兵廠令改正、旧兵器廠令廃止)

従来陸軍の單席槓杖の調弁、兵器の製造、貯販及補
給をする單の兵器行政は2元 (兵器廠、造兵廠) 的
なりしを1元的ならしむる。新ヒ新設兵器廠に統
合し 兵器本部 (従来の造兵廠本部及兵器本廠を統
合す) 統轄の下に兵器補給廠 (旧兵器支廠を各々獨
立せしむ (東京、千葉、名古屋、大阪、岡山、広島、
小倉、平壤滿洲) 造兵廠 (旧造兵廠内各工廠を獨
立せしむ) を置くこととせり (東京、名古屋、大阪、
小倉、奉天)

陸軍製紙廠令 (旧千住製紙所官制改正) (勅 211)

陸軍武官官等表中改正 (勅 213) } 歯科医将校 (少

陸軍捕元令中改正 (勅 214) } 将一少尉) 制
度を新設す

4. 2 陸軍輸送機軍事取締法 (宇岳港域軍事取締法中改正)

4. 23 陸軍志願兵令 制定 (勅 291)

憲兵、飛行兵 (少年飛行兵) 及車輜兵と陸軍志願兵

H.P『海軍砲術学校』公開史料

昭15

とす。

6. 21 戰車操典（軍 11）制定
7. 10 軍司令部令 制定（軍 12）防衛司令部令、朝鮮、台灣兩軍司令部条例廃止
「 师団司令部令（師団司令部条例改定）（軍 13）
国土防衛時に防空の強化 外地兵備の基地強化の2
点を眼目とし 昭和 11 年に創設せられたる東部、
中部、西部の3防衛司令部を改編し 東部、中部、
西部各軍司令部を又新しく北部軍司令部を編成し 朝
鮮、台湾両軍司令部を含め新に軍司令部令を制定
之に伴ひ師団司令部令（旧条例）を改正す
- 「 鉢田陸軍飛行学校令 制定（軍 17）下志津等各飛行
学校令を改定す
軽爆闘隊を浜松飛行学校より分離独立せしむ
7. 17 飛行團司令部令 廃止（軍 19）昭和 10 年創設せ
られしたものなり
7. 19 陸軍獸医資材廠令 制定（勅 481）陸軍在生材
料廠令中改正（勅 482）
獸医資材関係業務の飛躍的増加に鑑み 之を在生材
料廠より分離し 独立棟園を設立す
- 「 陸軍予備士官学校令中改正（勅 483）奉天陸軍予
備士官学校を新設す
7. 24 陸軍取制中特例（達 33）胸章（軍兵を除く兵科）
及裸部徽章を當分付せることとす
7. 25 陸軍管区表中改正（軍 20）
軍管区（東、中、西、北） 师管（従来次の師管と
称したるを東京師管等と改む）
聯隊区（旧の如し）

H.P「海軍砲術学校」公開史料

昭15

7. 30 陸軍検査令 制定（陸軍特命検査令は廃止）（軍 21）

7. 31 陸軍航空技術研究所令中改正（勅 490） 陸軍被服
廠令 糜株廠令中改正

航空技術研究所を拡充し 従来総務部、オ1部、オ2部なりしを総務部、オ1—8部とす 航空に関する被服、糜株等に関する調査研究試験を 各々被服廠、糜株廠より担当す。

陸軍燃料廠令 制定（勅 493）

従来各枝閣に分散せりありし燃料行政（主として実行業務）を一元的なりしむる爲に設置す 廠に総務、整備、研究及会計の4部並に製造所、貯蔵所を置く 廠長は陸軍大臣に隸するも航空燃料に関しては航空本部長の区處を承ることとする

陸軍經理部令 改正（勅 494）

軍司令部令制定等に伴ひ軍、師団兩經理部の関係を律すると共に努めて隸屬主義を尊重する如く記述要領を改む

1. 会計經理は長官より独立せる权限の如く誤解せられ易きを以て削除す

2. 新に經理部専向事項の勤務は經理部長の管掌事項にすることを定む

3. 大臣の直隸業務及教育は従来隸下部隊たると否とを問わず先づオ1義的に地域主義によりたるも、隸屬系統を明かならしむる爲隸下部隊と隸下外部隊とを分離記述せり

4. 經理部長の行う教育は専向教育なることを明示し又經理部將校を長とする部隊の本教育は其の長之上に任することとす

5. 軍經理部長は軍内師団經理部長に対し所要の指示

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭15

主とえ得ることを規定す

6. 経理部長は所管事項に關し部隊長に対し指示を与へ又査覈を行うことを規定す
7. 会計経理の検査は 会計事務の検査に改め又土地、建造物に対しても検査を行うことを規定す
7. 31 陸軍航空本部令中改正 (勅 495)
文3部長の貢賛中 新に「経理将校以下の経理部専門事項の教育 (局長の区廻を承く) 及勤務」(従来は会計事務の監督、土地建造物の經營) を又管掌部隊に陸軍燃料廠を加小
8. 陸軍矢器学校令
8. 陸軍航空通信学校令 制定 (勅 499)
8. 枝阜陸軍飛行学校令 制定 (勅 500)
8. 熊谷陸軍飛行学校令中改正 (勅 501) 一操縦候補生及下士官候補生工政阜に移す
水戸陸軍飛行学校令中改正 (勅 502) 一通信を独立し通信学校とす (従つて少年矢の教育の件削除せらる)
8. 陸軍航空整備学校令中改正 (勅 503)
8. 陸軍憲矢学校令中改正 (勅 505) (学生の種類を増加す)
8. 陸軍技術本部令中改正 (勅 506) 新ニヤガル部 (従来総務部、ガト部 — ヤ4部) を設く
8. 陸軍矢器部令 改正 (勅 507)
8. 陸軍軍医部令 改正 (勅 508)
8. 陸軍獣医部令 (陸軍獣医部条例改正) (勅 509)
8. 陸軍病院令中改正 (勅 510)
8. 陸軍監獄官制中改正 (勅 511)
8. 17 軍隊教育令 改定 (軍 22)
8. 21 陸軍管区表 改定 (軍 23) 新師管に属り尚1部

(88)

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭15

【宿駆】駆隊区となる

9. 13 陸軍砲兵学校令制定
（勅 577）
飛行機操縦に従事する少年並行兵及生徒を教育する所とする
- 太刀洗陸軍飛行学校令制定
（勅 578）
陸軍武官官等表 改正（勅 580）-陸軍兵等級表
改正（勅 581）

將官		佐官	尉官	准士官	下士官	兵
兵科	陸軍大中少将	陸軍大中少尉	陸軍准尉	陸軍曹、軍、伍長	陸軍兵長、上、1、2等兵	
	憲兵 " "	憲兵少尉 → 憲兵伍長	憲兵少尉	憲兵伍長	憲兵兵長	
技術部	兵技中、少将		兵技少尉		兵技伍長	→ 兵技2等兵
	航空中、少将		航空少尉		航空伍長	→ 航空2等兵
経理部	主計中少将		主計准尉		主計伍長	
		→ 主計少尉	縫工准尉		縫工伍長	
衛生部	軍医中少将		軍医少尉			
	薬剤中少将		薬剤少尉			
獣医部	歯科医少将		歯科医少尉			
	獣医中少将		獣医少尉	衛生准尉 療工准尉	衛生伍長 療工伍長	衛生兵長、上、1、2等兵
軍樂部			獣医大中少尉			
			軍樂大中少尉		軍樂伍長	軍樂兵長、上等兵

① 兵科区分を徹底し ② 技術部を設く ③ 兵長制度を新設す 兵科区分の徹底の理由左の如し

(1) 適材適所主義を十分に活用す 一量的躍進式的区分を許さず

(2) 新兵器、新装備部隊の出現は将来更に多くの分科(兵科)を必要とす 即兵科分立を無意味ならしむる方に至る。

H P 「海軍砲術學校」公開史料

14 安役運施行令中改正(勅 593)
陸軍忘願兵令中改正(勅 594) } 同前
兵事司令中改正(勅 595)

陸軍武官服役令中改正（勅 595）
9. 25 陸軍征戍令中改正（勅 624） 30 征戍勤務
令中改正（勅 29）

9.29 日独伊三国条約成立

10. 14 鐵道兵操典 改定(軍 30)

9. 30 総力戦研究所官制 制定 (勅 648)

10.22 陸軍士官学校令改正 (勅 689) } 少尉候補者た
　　、 陸軍予科士官学校令改正 (勅 690) } る学生を士官
学校に得す

11.2 医療技術将校令 廃止 (勅 728)

11. 19 懲矢令中改正（勅 776）農矢司令部の統務部、
警務部を廢止し、本部長及所要の課を置くこととする

27 庫車縣軍兵學校令 制定 (軍 32)

陸軍戦車学校令（改定）

〔2〕 3 医事法務部令 改正（勅 831）

12-17 王岳擔任政委 (軍 3.6)

西年(2601)(1941)

7. 戦陣訓を示達せらる

21. 延慶縣公庫令 制定 (勅 8.2)

陸軍需品（原中用品、酒保品、建築材料其の他の品
品）の購買、製造、修理、貯蔵及補給を掌り且陸軍
需品に関する調査研究及試験を行う。本廠を東京に
支廠を所要の地（大阪）に置く。

陸軍東京經理部令（臨時陸軍東京經理部令 改正）
(勅 84)

H.P『海軍砲術学校』公開史料

新島関係を独立せらる爲 東京経理部は臨時陸軍経費に係る收入、支出、出納及此等に因する計算報告を掌りしむることとす 依然臨時特設機関なる性質に変化なし

2. 14. 兵役法中改正 (法 2)

(1) 後備兵役の名称を削除し 凡て常備兵役中の予備役として取扱ふこととす 即従未「予備役 5年 4ヶ月、後備兵役 10 年」を「予備役 15 年 4ヶ月」とす

(2) 在留地徵集主義の採用

2. 21 (企画審議会官制 废止)

朝鮮補充馬掌令 制定 (勅 137)

軍馬の調査及補充を行ふ 痢長は軍馬補充部本部長に隸す

3. 1. 国家総動員法中改正 (法 19)

3. 6. 国防保安法 制定 (法 49)

3. 7. 陸軍武官進級令 改正 (勅 197)
陸軍将校分限令 改正 (勅 198) } 僚行社記事参照

4. 陸軍志願兵令中改正 (勅 195)

4. 陸軍武官服役令中改正 (勅 200)

3. 22. 航空兵操典 改定 (軍 1)

4. 4. 陸軍技術又は陸軍技手よりする陸軍技術部現役将校の補充特例 (勅 398)

4. 8. 陸軍省官制中改正 (勅 403)

1. 整備局内資源課を廃し 燃料課を新設し 各課の業務を調整す (資源課の業務を戦備課に移し 燃料業務を独立す)

2. 兵器局に器械課を設け 3課とす 機械課に於ては 戰車、自動車関係のみを掌ることとな

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭16

3. 建築課業務中「陸軍需品」に関する事項を取扱ふことを明確にす（従来は軍隊需品、方中備品、天幕等々と記載しあり）

4. 9 陸軍機甲本部令 制定（勅 405）

機甲部隊及騎兵部隊の教育上当該隊種専門に関する事項、戦校、騎校及自校に関する事項並に戦車牽引車及自動車の整備の基本に関する事項を学り且機甲部隊、騎兵部隊及戦車を主体とする諸兵連合の部隊に関する調査及研究に並に之等の燃料の調査、研究を行ひ更の進歩を図る。

庶務課 第1—3課より成り、第3課は兵器局機械課とす

本部長は陸軍大臣に隸すると共に教育、学校の管轄に関しては教育総監に直隸す

陸軍予科士官学校令中改正（勅 408）

福岡、札幌、羅南に陸軍拘禁所を新設す

4. 9 教育総監訓令中改正（軍 2）

1. 総務部長は総監の命を承け部務を掌理す

2. 騎兵監を廃止し新たに通信兵監及化兵監を設く

要塞司令部令中改正（軍 4）

司令官は軍司令官に隸し別に定むる所にてひ部下軍隊を統率す

4. 28 陸地測量部令（同条例 全文改正）（勅 505）

陸地測量官官制 廃止（勅 506） 同任用規則 廃止（勅 508）

陸地測量部に教育部を置き 技師又は技牛たるへき者の教育を行う

陸地測量技師等の名称を廃し 陸地測量に従事する陸地技師等とす

(259)

H.P『海軍砲術学校』公開史料

昭 17

新に各兵監の其の専門事項に付当該隊種以外の各部
隊を査覈し以て之が教育の向上を図る如く規定す
則 砲兵監—火砲射撃、工兵監—築城、交通、
渡河及上陸作業 化兵監—瓦斯防護 通信兵監—
通信 輜重兵監—行李の勤務

3. 9. 陸軍千葉戦車学校令 改定 (勅 2)

軽装甲車隊に関する事項を削り 新ヒ下士官候補者
を教育する如く改正す

3. 14. 陸軍援甲本部令中改正

教育監督部令の改正に伴ひ援甲本部長の監督官員の
専門事項(工術及操縦)に付援甲及騎兵部隊以外の
部隊を査覈するの权を付加す

3. 30. 陸軍武官官等表中改正 (勅 297)

右に伴ひ陸軍補充令等の所要の改正を行う

1. 経理部閨係に於て建校將校(中將—少尉)同
准士官、下士官を新設し從来の縫装工下士官を
経技下士官(經技准—伍長)と改称す
2. 法務官(文官)を法務部將校(中將—少尉)とす
3. 衛生獸医務軍樂に各々少佐の階級を設く

陸軍省官制中改正 (勅 300)

獸医課を新設、建築課長を主計大中佐又は建校大中
佐とす

陸軍經理学校令中改正 (勅 305)

学生を佐尉官、甲、乙、丙(建校を加ふ)丁、己種
とし 新ヒ留学生教育に関する規定を加ふ 尚從来
生徒隊(生徒及幹候)及下士候隊のみなりしを生徒
隊、学生隊、幹候隊、下士候隊とす 馬術部を新設
す

(690)

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭 17

3、30 陸軍経理部令中改正 (勅 307)

而て経理部長の教育管掌部隊の除外部隊中に陸軍兵
器廠、陸軍器具廠、陸軍東京経理部を加へ、

陸軍法務部令中改正 (勅 307)

新に法務部将校以下の専門事項の教育勤務を掌り
而して其の教育に関しては法務局長の区處を取ること
ことを規定す

陸軍法務訓練所令 制定 (勅 308)

陸軍補充令中改正 (勅 324)

建設及衣糧関係主計將校以下 法務部將校の補充
に關し新に規定す

4、14 飛行司団司令部令 制定 (軍 5)

陸軍技師又は陸軍技手よりする陸軍経理部現役武官の
補充特例 (勅 436)

4、23 陸軍依託学生依託生徒規則中改正 (省 23)

経理部、法務部依託学生、生徒の項を追加す

5、16 航空軍司令部令 制定、航空兵団司令部令 廃止
(軍 8)

飛行司団司令部令中改正 (軍 9)

5、20 軍隊保育要領 (陸達 29)

5、22 憲兵令中改正 (勅 524)

憲兵隊司令部を台湾(台北)に新設す 吳憲兵隊
を増強す

5、25 陸軍顧位令中改正 (軍 11)

6、9 陸軍語学校等幹部候補生教育令中改正 (勅 570)
○印新に挿入す

陸軍兵器廠(兵器本部)に於ける幹部候補生教育に
關し新に規定す

昭 16

H P『海軍砲術学校』公開史料

6. 2 陸軍要務令 廃止 (軍 7)
6. 10 陸軍習志野学校令 改定 (全文) (軍 8)
6. 13 陸軍技術本部令 改正 (勅 696) } 技術本部に總務
} 部 第1一第3
} 部及所要の研究
} 所を置く (第1一8)
6. 14 陸軍科学研究所令 廃止
6. 27 金鶴勳章年金令 廃止 (勅 725)
7. 8 懲兵令中改正 (勅 743)
東京、大阪、久留米、旭川懲兵隊長の权限を強化す
即地方防衛に関し所在軍管内の他の懲兵隊長を区別
することとす
7. 9 陸軍予備士官学校令中改正 (勅 746)
盛岡、豊橋、久留米、奉天^七前橋(歩、砲)
豊橋(歩、砲)久留米^次1(歩、砲)同^次2(輜)
とす
7. 10 陸軍装甲整備学校令 制定 (軍 14)
(陸軍自動車学校令 廃止 (勅 789))
7. 11 陸軍科学学校令 制定 (軍 15)
7. 12 陸軍砲工学校条例 廃止 (軍 16)
7. 28 陸軍兵務部令 制定 (勅 790)
軍(師団)司令部令中改正 (軍 18、19)
7. 31 防衛総司令部令 制定 (軍 13)
8. 1 渡河作業教範 制定 (達 61)
8. 19 陸軍(海軍)技術有功章令 (勅 819、820)
8. 30 架橋教範 } 廃止 (軍 21、22)
9. 18 螺破教範 }
9. 22 航空兵操典 改定 (軍 26)
9. 29 矢器要務書 制定 (達 68)
11. 28 陸軍少年戦車兵学校令 制定 (勅 1015)

(92)

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭16

- 11. 28 陸軍少弾通信兵学校令 制定 (勅 1016)
- 11. 17 砲兵射撃教範 廃止 (軍 27)
- 12. 16 防空監視隊令 制定 (勅 1136)
- 12. 23 俘虜收容所令 (勅 1182)
- 12. 27 俘虜情報局官制 制定 (勅 1246)

昭和17年 (2602) (1942)

- 1. 9 憲兵補規定中改正 (省令 1)

従来憲兵補は朝鮮人より採用しありしを台灣人により
も採用し得る如く改正す

- 2. 6 航隊区司令部令中改正 (勅 69)

航隊区司令部の業務繁忙となりしに鑑み部内を才1
課 (庶務、徵兵及召募、在郷將校団等) 才2課 (在
郷軍人会、国防思想の普及、部外指導等) を分づ

- 2. 13 兵器等製造事業特別助成法 (法 8)

- 2. 18 兵器法及交通法中改正 (法 16)

- 2. 20 陸軍刊法中改正 (法 35)

- 2. 28 陸軍特別志願兵令中改正 (勅 107) 台湾總督府陸
軍省志願者訓練并官制 (勅 108)

新たに台湾に特別志願兵令を施行す

- 3. 3 陸軍兵器廠令中改正 (勅 120) 兵器本部内に新
に医務部を設く

- 3. 4 陸軍諺学校生徒教育令 制定 (勅 121)

陸軍野戦砲兵学校、陸軍防空学校、陸軍重砲兵学校
に於ける現役下士官と対するべき生徒の教育に關し定
む

- 3. 7 陸軍特設部隊等臨時販賣設置制 (勅 133)

南方軍政処理の為 司政長官、司政官等の定員に關
し定む

- 教育総監部令中改正 (軍令 1)

(493)

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭 17

8. 18 陸軍兵事部令中改正 (勅 626)

北京、南京及広東に陸軍兵事部を増設す (従来は各
兵事区のみ)

8. 27 (陸軍旅費規則 改正)

9. 11 陸軍将校学生専科概要書規則 制定 (達 60)

将校学生の教育指導の資に供するため 6カ月以上の
修業期間の学生派遣の際専科表調整官教育擔任部隊
長に送付することとす

9. 25 金銀勅章敍賜条例中改正 (勅 655)

9. 26 陸軍召集規則中改正 (省 52)

陸軍防衛召集規則 制定 (省 53)

現下の長期に亘る総力戦の要求に即応し国家の総力
を更に有効適切に発揚し国土防衛の完璧を期する旨
召集規則を制定す (陸軍の召集は 充員、臨時、
防衛、演習、教育及歸休の 6種とする)

召集は警集召集と防空召集とに別れ其の主旨と
する所左の如し

1. 従来召集は本籍地本位なりして現住所本位とす
2. 常時配備の不経済を止め重大的に防衛力を強化す

10. 9 陸軍飛行実験部令 廃止 (軍 15)

11 陸軍省官制中改正 (勅 673) 火薬局及工政課を
削り整備局内各課の業務を調整す

11 陸軍兵器行政本部令 制定 (勅 674)

11 陸軍機甲本部令外 13 勅令中改正 (勅 675) 主な
所の左の如し

- 陸軍航空廠令 — 購買を削り所要の地に之を置く
- 陸軍經理部令 — 師団經理部長の会計事務の監督
除外部隊に「陸軍兵器行政本部長に隸属する部隊」
を加へ「陸軍燃料廠」を除く

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭17

10. 9 陸軍造兵廠令 制定(勅 676)
" 陸軍兵器補給廠令 制定(勅 677)
陸軍技術研究所令 制定(勅 678)
陸軍航空本部令中改正(勅 679) — 従来の総務部
オ1— オ3部を、総務、教育、整備、技術、
経理、医務の6部と改む
陸軍航空技術研究所令中改正(勅 680)
陸軍航空審査部令 制定(勅 681)
陸軍航空総監部医務部令 制定(勅 682)

以上は月9日付の矢畠航空所関係部隊の改編の要旨
左記如し

1. 目的 イ陸軍軍政中央機構の簡素強力化 口、業
務処理の敏捷(中间环节の廃除)

2. 陸軍省兵器局、技術本部の総務部オ1乃至オ3部
並に兵器本部を統合し 陸軍省外局たる兵器行政
本部とする

右に伴ひ旧陸軍兵器廠内に在りたる造兵廠、兵器
補給廠及旧技術本部内に在りたる各研究所は各自
独立して兵器行政本部長直隸となる

3. 航空本廠及航空技術研究所の総務部を航空本部に
統合す(航空本廠→整備部)

右に伴ひ旧航空廠内の支廠は各自独立の航空廠に
航空技術研究所の総務部以外の各部は各自独立の
航空技術研究所となる

右の外陸軍飛行実験部を改編して陸軍航空審査部
とする

4. 兵器行政本部及航空本部として強力なる活動を遂
行せしむる専門、陸軍省戦備、工政両課の業務の一
部を此等に移譲したる結果右両課を統合して戦備

(683)

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭17

課とす

5. 燃料の調達及燃料工業の指導監督は從来燃料の種類に従ひ夫々旧兵器局及航空本部に於て実施ありたるを陸軍省燃料課に一元化す

10. 10 陸軍航空本部業務分掌規程（達 63）陸軍航空本部勤務班業務規定（達 64）

〃 陸軍航空技術研究所所掌事項規定（達 65）

10. 12 陸軍兵器行政本部業務分掌規程（達 66）（以下航空に準す）

10. 19 陸軍防空学校令中改正（軍 16）— 今後陸軍防空学校令とす

学校の規模拡大に伴ひ所要の改正を准す

10. 21 俘虜派遣規則 制定（省 58）

〃 派遣俘虜取扱規則 制定（達 74）

11. 1 (大東亜省官制 制定—勅 707)

11. 17 陸軍憲兵学校令中改正（勅 799）

〃 憲兵令中改正（勅 800）

〃 陸軍補充令中改正（勅 801）

} 改正要旨下記

} の如し

① 憲兵下士官、兵の補充法を新たに規定す 即 ①

憲兵下士官候補者（2年在營）→憲兵下士官

② 憲兵兵候補者（1年在營）→ 憲兵兵（概1年）→ 憲兵下士官の両立とす

③ 砲兵関係現役下士官の補充 方式に野砲校、重砲校、生徒卒業し下士官候補者として概ね1年在營したる者よりする事を新たに加入せらるたり

〃 陸軍志願兵令中改正（勅 802）

志願兵令中憲兵に関する事項を削除す 即飛行兵及軍樂兵の件となる

H.P『海軍砲術学校』公開史料

昭17

11. 17 陸軍兵等級表中 改正(勅 798) - 軍兵上等兵を
新に設く

昭和18年(2603)(1943)

2. 2 陸軍船舶練習部令 制定(軍 2)

陸軍船舶練習部は学生に船舶部隊に必要な教育を受けしむると共に船舶部隊に関する学術的調査及研究並に船舶部隊用兵器其の他の資材の運用に関する研究及試験を行ふ所とす。前項の外 船舶工兵関係部隊の用種幹部候補生及下士官候補者の教育を行う。

部長は船舶司令官に隸す

11 陸軍鉄道練習部令 制定(軍 3)

学生に鉄道部隊に必要な教育を受けしむると共に鉄道用機械にに関する学術的調査及研究並に鉄道部隊用兵器其の他の資材の運用に関する研究及試験を行ふ所とす。前項の外鉄道部隊の甲種幹部及下士官の教育を行う。

部長は東部軍司令官に隸す

2. 13 陸軍軍需輸送統制部令 制定(勅 69)

陸軍大臣の定むる所に依り陸軍兵器補給廠、陸軍航空廠、被服廠、糧秣廠、衛生材料廠、歎吸資材廠及燃料廠の行う輸送業務及之に連携する陸軍部内の輸送業務の統制を行う。

部長は陸軍大臣に隸す

釜山、大阪、福岡、広島、小樽の5統制部を置く

3. 1 兵役法中改正 (法 4)

(朝鮮に兵役法を適用す)

3. 17 戰時行政特例法 制定 (法 74)

戦時政権特例 (勅 133)

(92)

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭18

3. 27 陸軍燃料廠令中改正 (勅 220)

新に技能看養成所を置く

〃 陸軍部内に於ける教育整備の為にすか 諸学校令中改正 (勅 221)

1. 航空士官学校 - 種別志願指校の教育を加小
2. 予備士官学校 - 仙台、前橋及熊本に各 1 豊橋、久留米に各 2 とす

前橋、豊橋才 1 久留米才 1 に於ては歩砲
矢 仙台、豊橋才 2 熊本に於ては歩兵
とす

3. 帝都官陸軍飛行学校 - 新に生徒隊を置く (教育隊、
生徒隊とす)

4. 太刀洗陸軍飛行学校 - 新に学生 (現役下士官) を
加小 尚少年兵たることを志願し合格したる者
を直接入校教育することとす 又生徒隊を新設
す (同前)

5. 熊谷陸軍飛行学校 - 新に生徒隊を設く

6. 陸軍航空通信学校 - 幹校、下士候の教育を廃止
す (幹候は水戸飛行へ)

7. 岐阜陸軍飛行学校 廃止

8. 陸軍教導学校 廃止

〃 水戸陸軍飛行学校令 改正 (勅 222)

航空関係の予備役将校と准ずべき生徒 (操縦候補生、
甲種幹候) を教育す 前項の外学生に対空射撃及自
動車に関する教育を行う

岐阜陸軍航空整備学校令 制定 (勅 224)

〃 所沢 〃 (勅 223)

航空兵器の整備に從事する少年飛行兵及少年飛行兵
と准ずべき生徒を教育す

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭 18

生徒は少年飛行兵学校卒業者 前者にありては 其の外志願者の合格者を直接之に充て
所沢にありし甲種幹候は水戸に移す

3. 27 陸軍少年飛行兵学校令 制定 (勅 225)

東京及大津に置く

1) 陸軍經理部及陸軍東京經理部所掌事項の調整の為にする陸軍經理部令及陸軍東京經理部令 改正 (勅 227) 一 東京師管内にあら官衛学校中航空關係のもの及軍司令官、師团长に隸属する部隊以外のもの(特殊のものを除く)に於ける会計事務の監督及教育を陸軍東京經理部に移管す

3. 24 軍教育隊令 制定 (軍 5)

亦、砲兵關係の現役下士官と准ずべき下士候を教育する各軍監区に各1を置く

明野陸軍飛行学校令中改正 (軍 8)

遠距離戦斗に任する戦斗飛行隊等に関する調査研究及試験を行ふ為分校(新設)に研究部を置く

陸軍航空技術学校令中改正 (軍 9)

学生に航空技術に関する須要なる學術を修得せしむる所とする(次1条)

立川陸軍整備学校令 制定 (軍 10)

学生(将校及下士官)に航空兵器の整備(火器の装備を含む)補給に必要な教育を受けしむると共に之を各隊に普及し併せて此等に関する學術の調査及研究を行ひ以て航空部隊に於ける兵器勤務の進歩を図り且整備用の兵器及資材の研究又は試験を行う

陸軍監区表 改正 (軍 11)

朝鮮と羅南及京城師管に台湾を3兵事区
関東を9兵事区とする

(99)

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭18

- 5、31 (東京都制 制定 法 89)
6、7 陸軍礼式令 改定 (軍令陸 13) — 各部将校に付き
ても命縄布達式を行う
6、15 多摩陸軍技術研究所令 制定 (勅 496) — 陸軍に
於ける電波関係の兵器、兵器材料の調査、研究、考
察、設計及試験を行ふ
6、26 陸軍管区表 改正 (軍令陸 15) — 朝鮮に於ける師
管を廃す
6、30 (地方行政協議会令 制定 勅 548)
7、3 陸軍航空關係予備役兵科將校補充及服役臨時特例 制
定 (勅 566) — 特別操縦見習士官制度
7、6 大東亜戦争陸軍給与令 制定 (勅 625)
8、1 軍隊内務令 制定 (軍令陸 16)
9、29 兵役法施行令 改正 (勅 748) — 船舶兵なる兵種
を設く
10、1 陸軍武官服役令 改正 (勅 756) — 下士官の服役期
間を延長し其の兵役に次ぐ国民兵役を設く
10、8 水戸陸軍飛行学校令 改正 (勅 770) — 水戸陸軍
飛行学校令と仙台陸軍飛行学校令に改む
10、31 防空法改正 (法 104)
11 (軍需会社法 制度 法 108)
10、30 兵役法 改正 (法 110) — 一般役年齢を 40 年より
45 年に延長、台灣同胞にも兵役義務を課す、入営
延期制度を設く
11、1 (農商省、軍需省、運輸通信省官制 制定 勅 821、
824、829)
11、9 防任自動車徵免事務細則 制定 (省令 52)
11、19 寛兵令 改正 (勅 875) 北部軍司令部を設く
12、14 陸軍現役下士官補充及服役臨時特例 制定 (勅 922)

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭18

一 特別幹部候補生 制度

12. 27 陸軍特別志願兵令 改正（勅 937）— 兵役を免除せられたる者も志願しうることに改む
12. 23 徴兵適令臨時特例（勅 939）— 適令を19年に切下け
12. 28 陸軍部内における各部将校以下の教育關係事務簡化の為にすな陸軍兵器部令等 改正（勅 957）— 陸軍省経理局長の師団経理部長に対する直接の区処权を廃止し、軍経理部長を経由することに改む（陸軍経理部令 改正）
- △ 陸軍経理部及法務部将校補充臨時特例（勅 960）— 経理部見習士官は大学学部に1年以上在学したる者、経理部幹部候補生は専門学校に1年以上在学したる者、法務部見習士官は司法官試補たるの資格を有する者を以て補充することを得